
第2 総論（計画の背景と基本方向）

- I 計画策定の背景
- II 計画の基本理念、基本目標、基本的視点
- III 施策体系

I 計画策定の背景

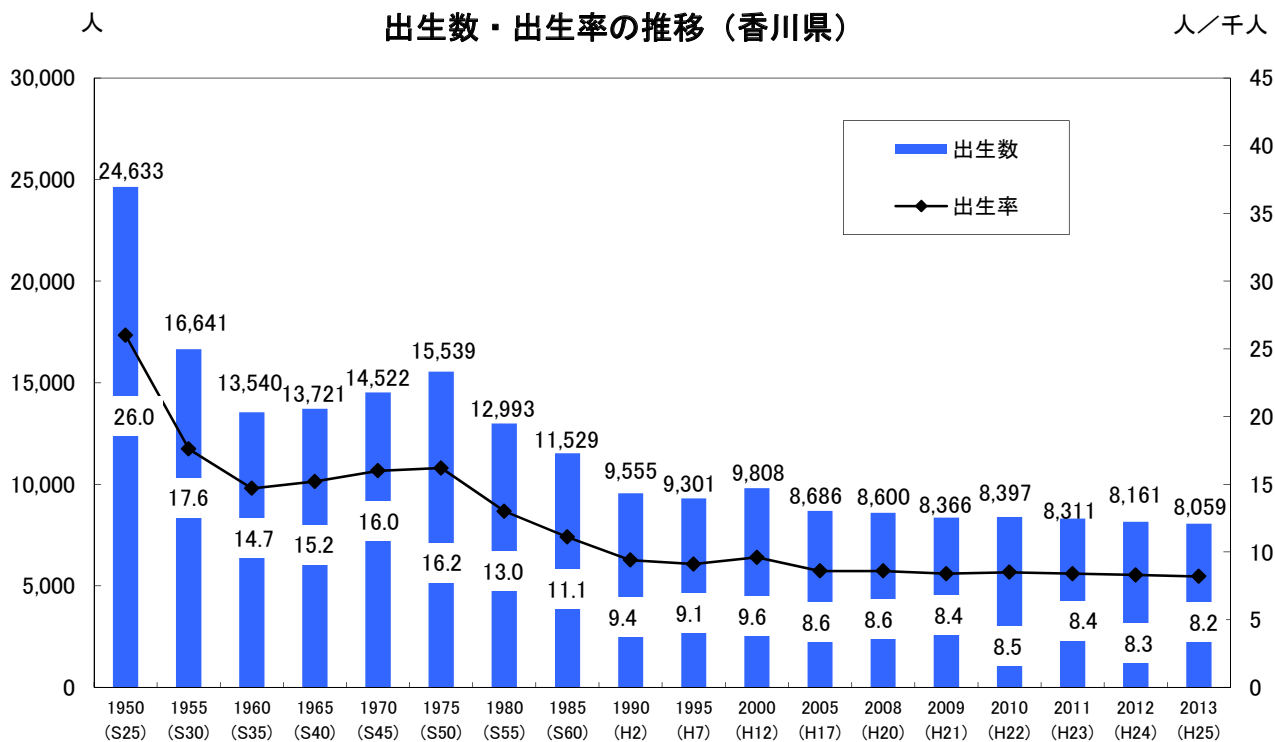
1 子どもの育ち、子育てをめぐる環境

(1) 少子化の進行

① 出生数の減少

本県の出生数は、1947（昭和 22）年をピークとするいわゆる第 1 次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、その後、昭和 40 年代後半から一時的に増加傾向となり、1973（昭和 48）年には 16,399 人を記録（第 2 次ベビーブーム）したものの、1974（昭和 49）年からは再び減少に転じ、1989（平成元）年以降は 1 万人を割って推移しています。

近年、第 2 次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎え、出生数は横ばい傾向にありましたが、今後は 15 歳～49 歳の女性人口が減少することに伴い、出生数も減少が続くことが予想されます。



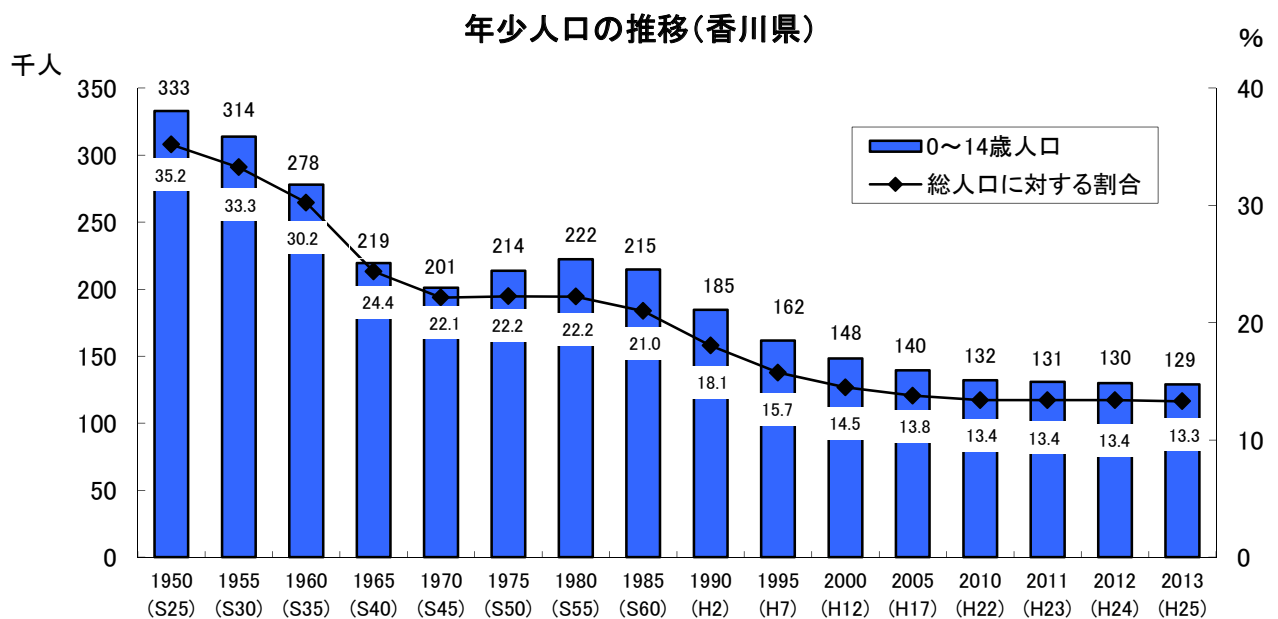
厚生労働省「人口動態統計」

$$\text{※出生率} = \frac{1 \text{ 年間の出生数}}{10 \text{ 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

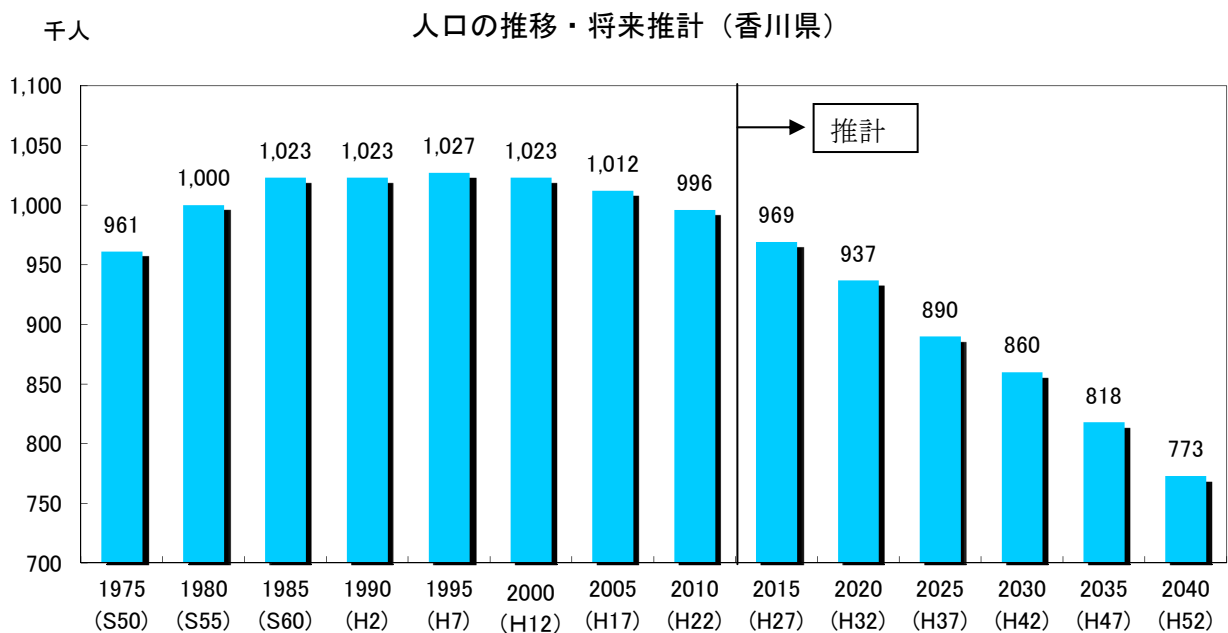
② 子どもの数の減少

本県の年少人口（0～14 歳）は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代半ばに一時的に増加傾向を示したものの、その後は減少し、2013（平成 25）年の調査では、1980（昭和 55）年の約 58%に当たる 12 万 9 千人にまで減少しています。

また、本県の人口は、1999（平成 11）年をピークに減少に転じており、このため、人口減少対策に取り組んでいます。現在の推計では、2040（平成 52）年まで減少が続くと予想されています。総人口に占める年少人口の割合については、1980（昭和 55）年には 22.2%ありましたが、2013（平成 25）年は 13.3%と大幅に減少しています。



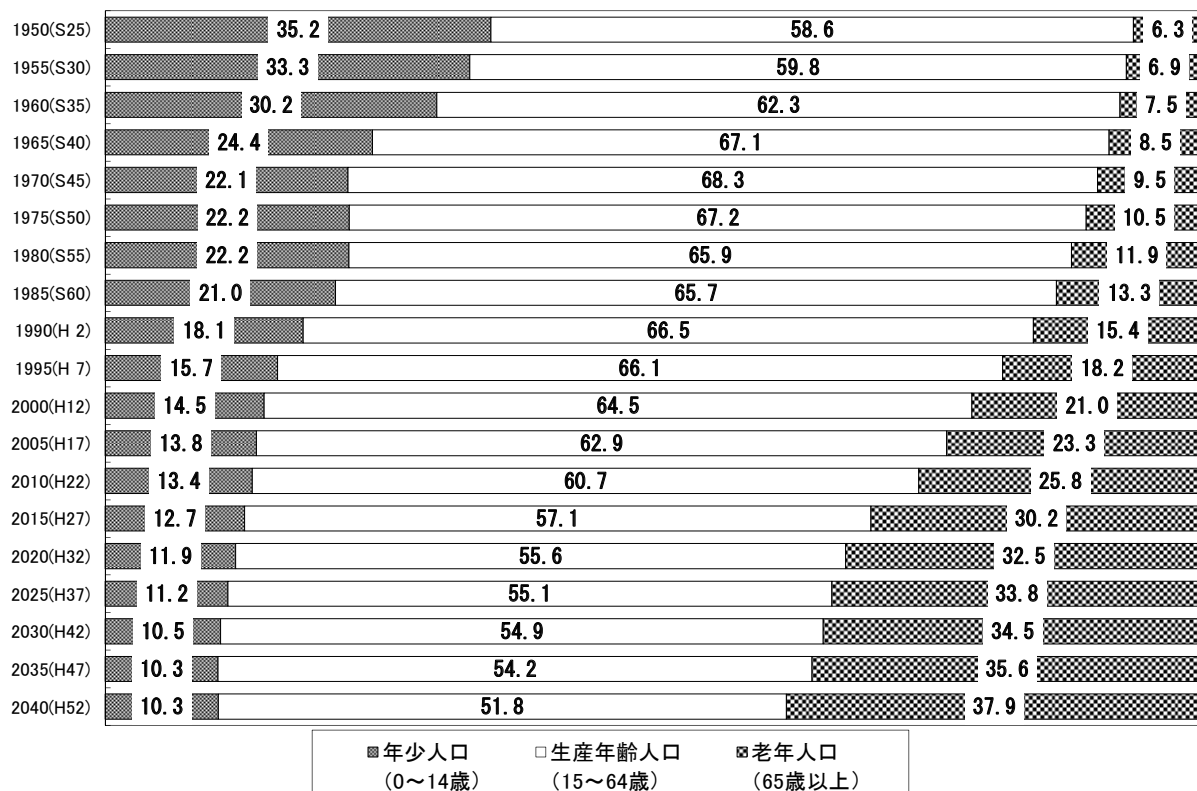
1920 年～2010 年 総務省「国勢調査」 2011 年～2013 年「香川県人口移動調査」



国立社会保障・人口問題研究所（平成 22 年までは確定数、平成 27 年以降は推計）

%

年齢（3区分）構成の推移・将来推計（香川県）

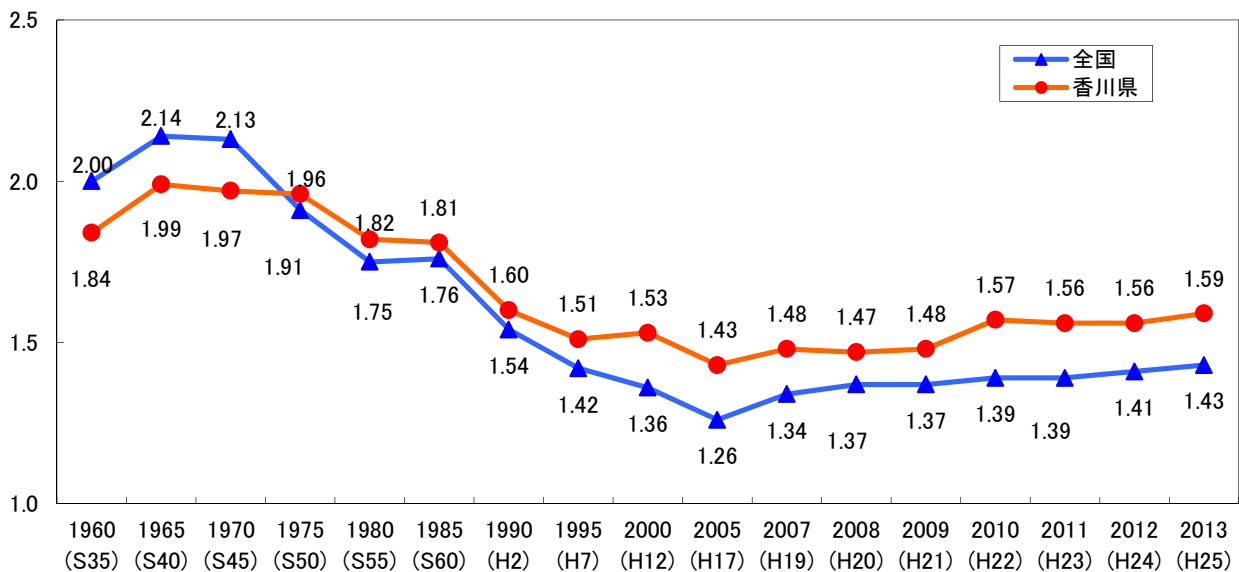


国立社会保障・人口問題研究所（平成 22 年までは確定数、平成 27 年以降は推計）

③ 合計特殊出生率の低下

2013（平成 25）年の本県の合計特殊出生率は 1.59 であり、全国の 1.43 と比べれば高いものの、人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく割り込んでおり、依然として少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

合計特殊出生率の推移（全国・香川県）



厚生労働省「人口動態統計」

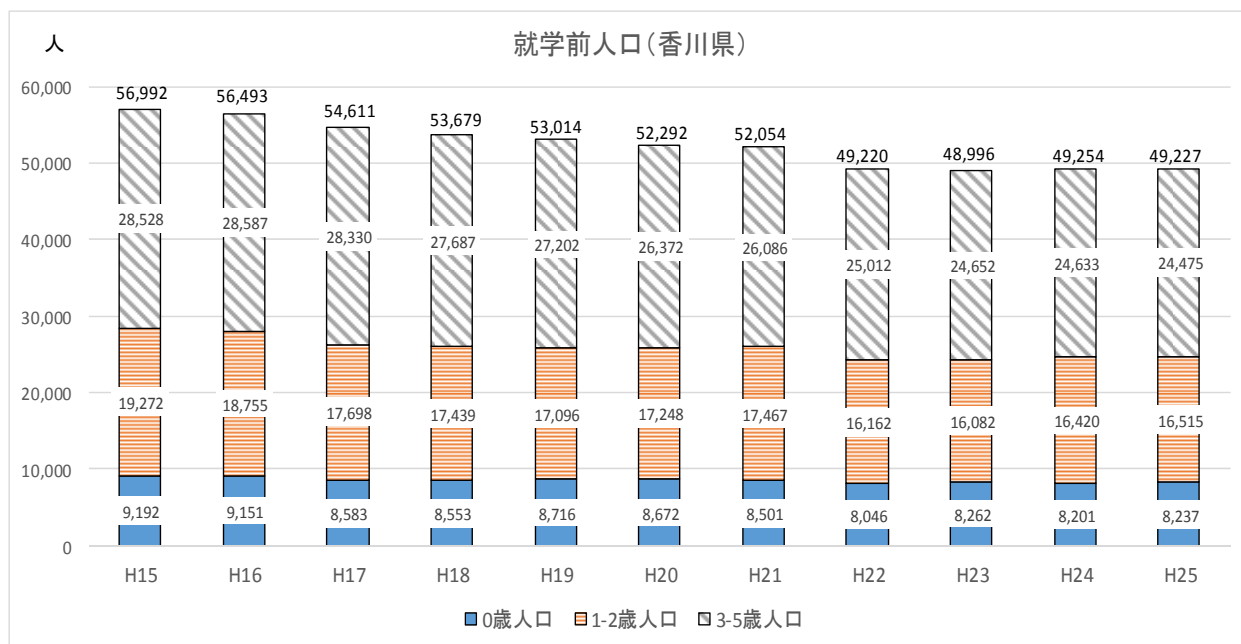
※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{母親の年齢別出生数} \\ \text{年齢別女子人口} \end{array} \right\}}{\text{15歳から49歳までの合計}}$$

(2) 就学前を中心とした子どもの状況

① 就学前の子どもの人口

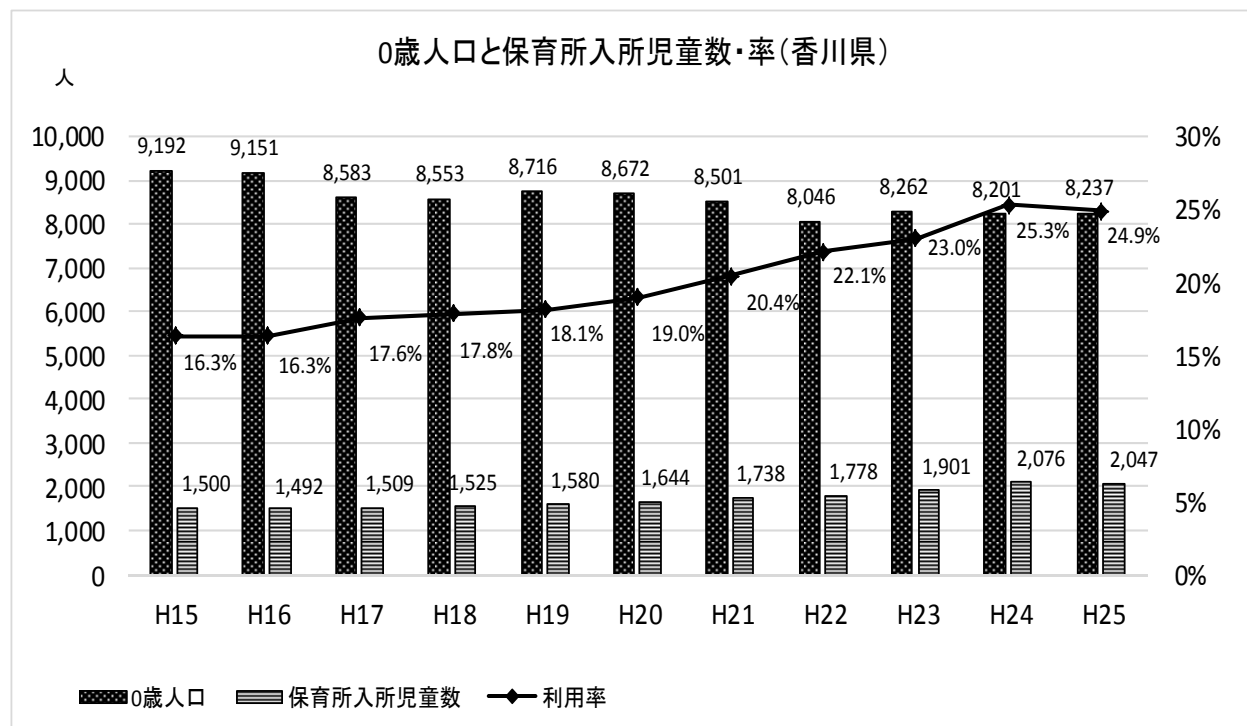
本県の就学前の子どもの人口は、毎年減少を続け、10年間で7,765人減少しています。



「香川県人口移動調査」(各年 10 月 1 日現在)

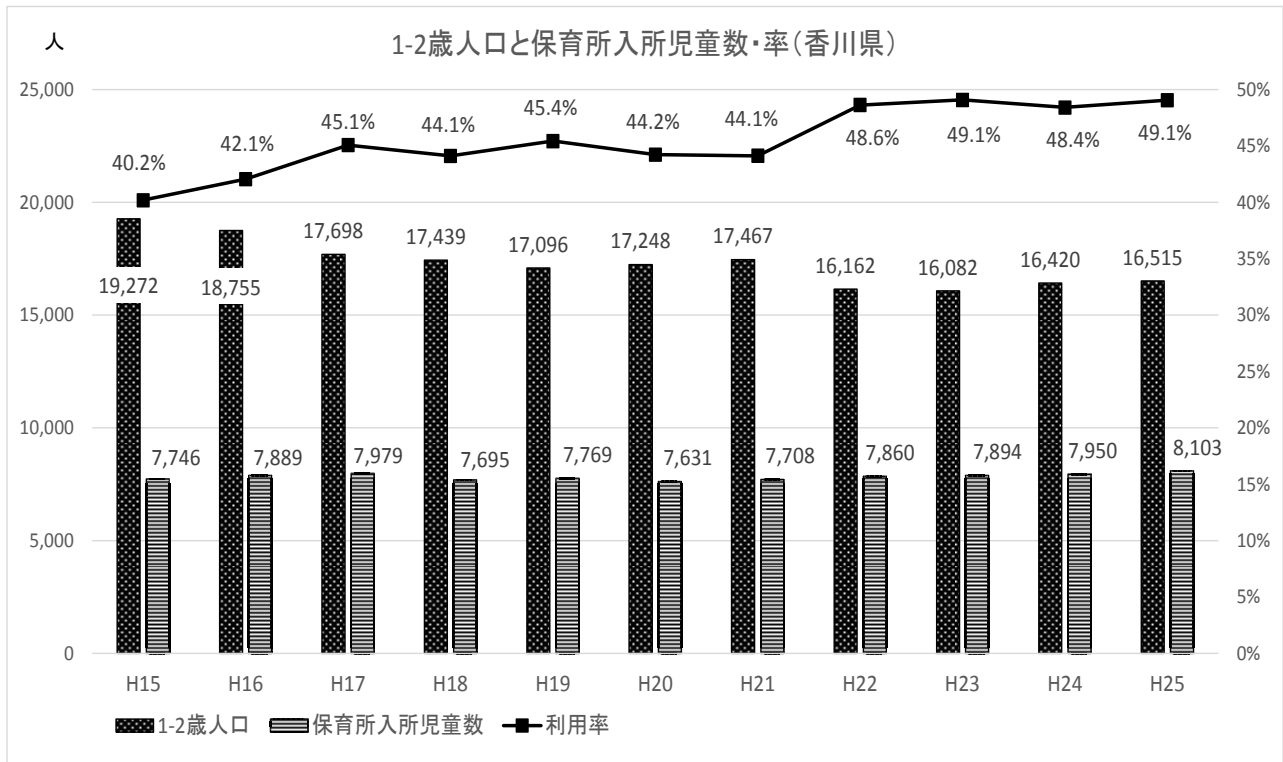
② 就学前の子どもの状況

就学前の子どもについては、1歳までは、家庭で養育されている場合が多く、1～2歳では、保育所を利用している割合が増え、3歳以降は、幼稚園・保育所に在園・入所する児童がほとんどとなります。

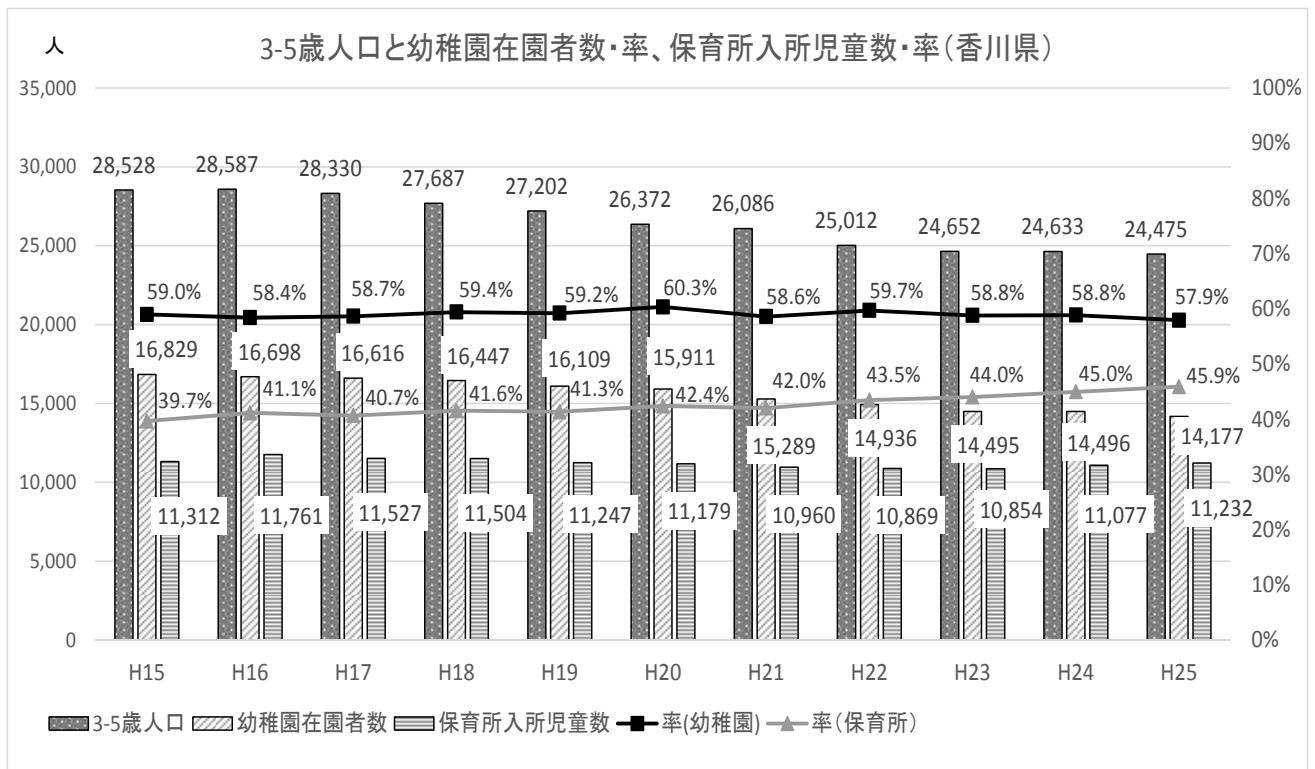


人口:「香川県人口移動調査」(各年 10 月 1 日現在)

保育所入所児童数:香川県子育て支援課(各年 10 月 1 日現在)



人口:「香川県人口移動調査」(各年 10 月 1 日現在)
 保育所入所児童数:香川県子育て支援課(各年 10 月 1 日現在)



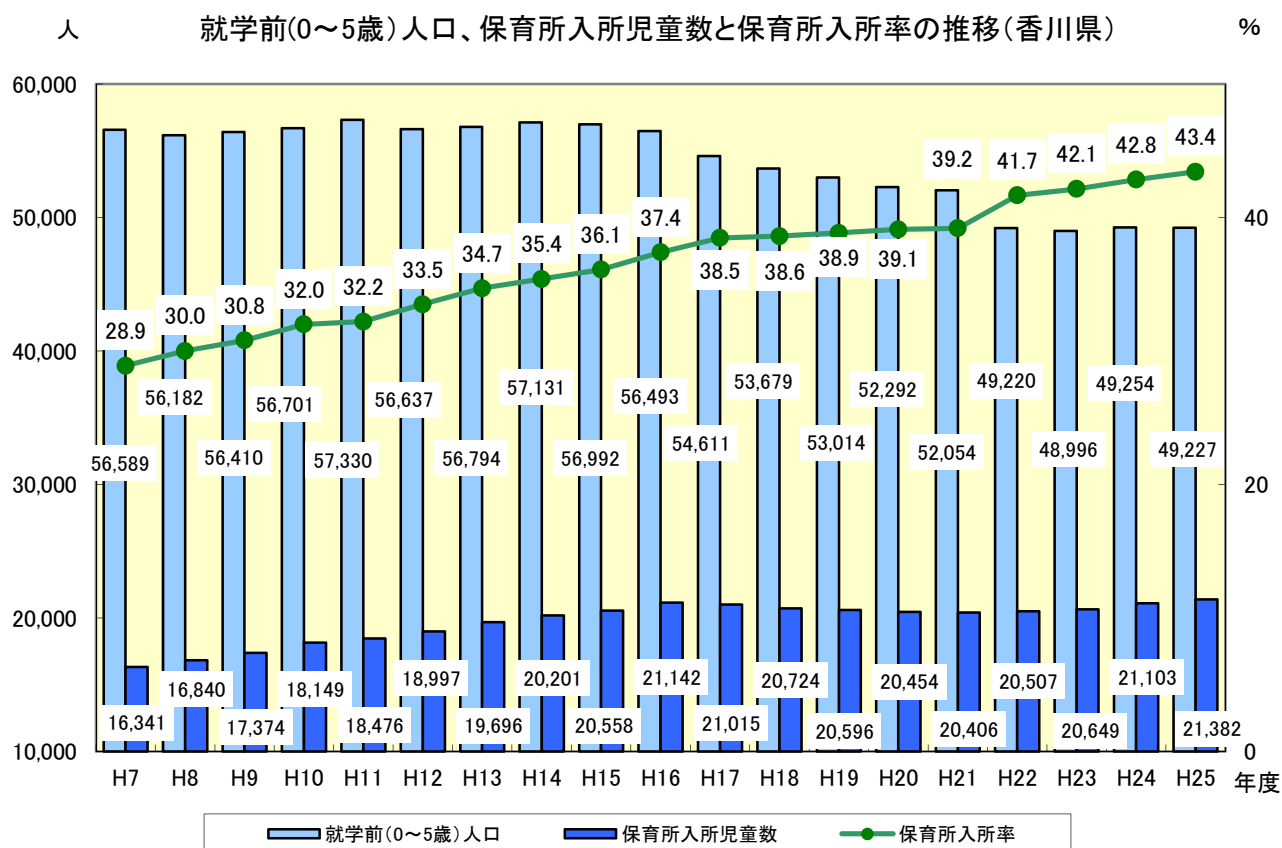
人口:「香川県人口移動調査」(各年 10 月 1 日現在)
 保育所入所児童数:香川県子育て支援課(各年 10 月 1 日現在)
 幼稚園在園者数:「香川県学校基本調査報告書」(各年 5 月 1 日現在)

③ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブの利用状況

○ 保育所の利用状況

保育所の入所児童数は、平成 7 年度から平成 25 年度までは緩やかに増加を続けており、平成 25 年度は平成 7 年度以降最多となっています。

また、就学前（0～5 歳）児童数に対する保育所入所児童の割合は、平成 22 年度以降、4 割を超えています。



人口:「香川県人口移動調査」(各年 10 月 1 日現在)

保育所入所児童数:香川県子育て支援課(各年 10 月 1 日現在)

香川県の保育所入所待機児童数は、平成 19 年度以降、4 月 1 日時点では 0、10 月 1 日時点では発生しています。

保育所入所待機児童数の推移(香川県)

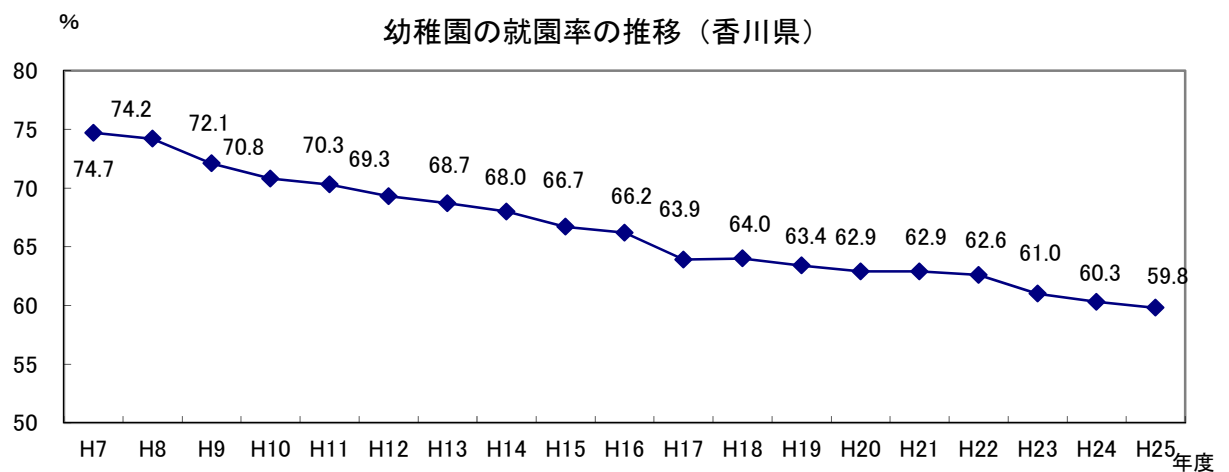
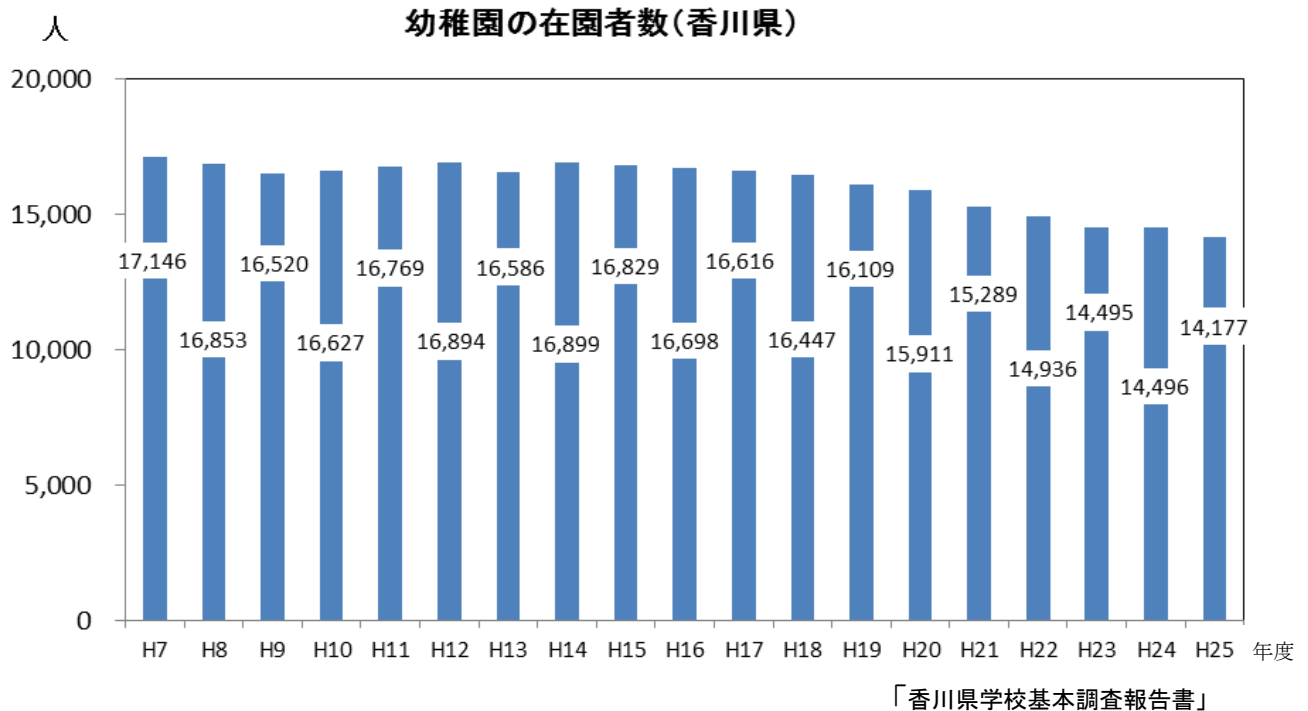
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
4月1日現在	0	0	0	0	0	0	0	0
10月1日現在	44	65	68	55	17	30	16	34

香川県子育て支援課

○ 幼稚園の利用状況

幼稚園の在園者数は、平成7年度から平成15年度までは微増と微減を繰り返していましたが、平成16年度以降は減少傾向にあります。

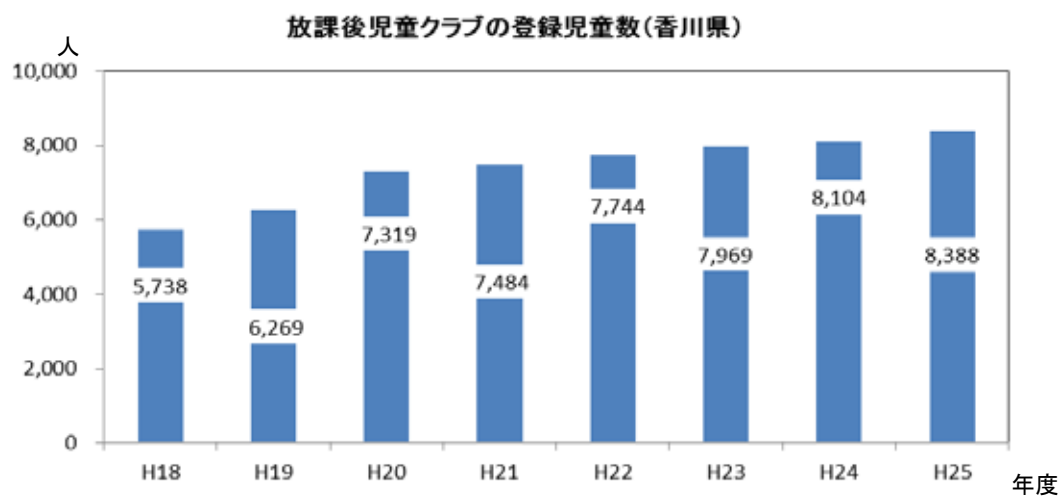
また、幼稚園の就園率（小学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の割合）は、平成7年度以降、減少傾向にあります。



※幼稚園の就園率：小学校第1学年児童数に対する
幼稚園修了者数の割合

○ 放課後児童クラブの登録児童数

放課後児童クラブの登録児童数は、平成 18 年度から平成 25 年度までは増加を続けており、平成 25 年度は平成 18 年度以降最多となっています。



香川県子育て支援課

(3) 少子化の要因

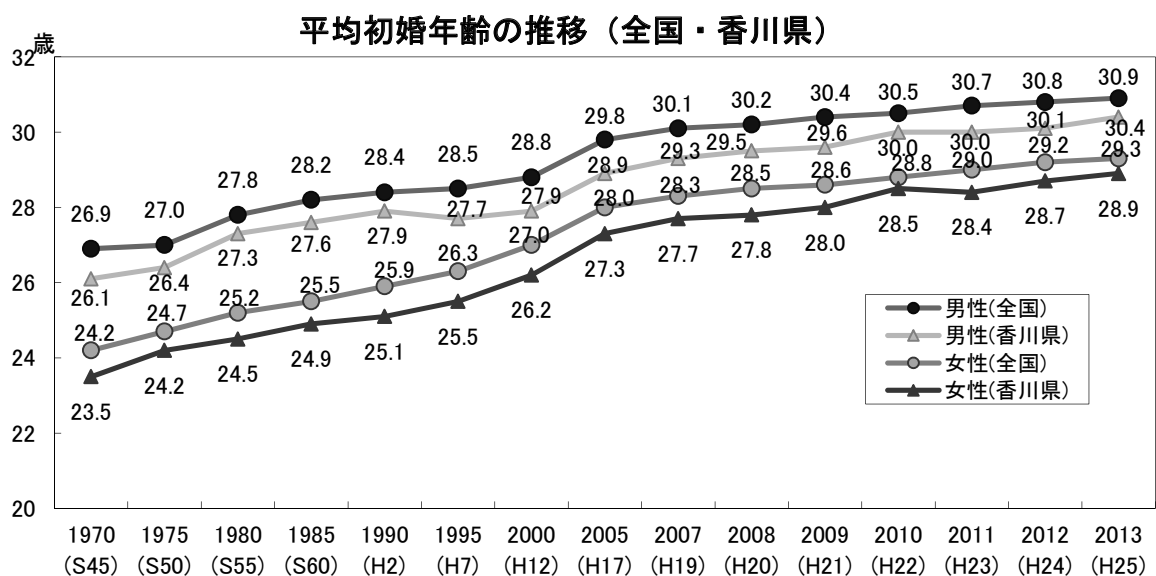
少子化の直接の要因は、晩婚化の進行、未婚率の上昇、初産年齢の上昇、夫婦の出生子ども数の減少が考えられます。

① 晩婚化・晩産化の進行と未婚率の上昇

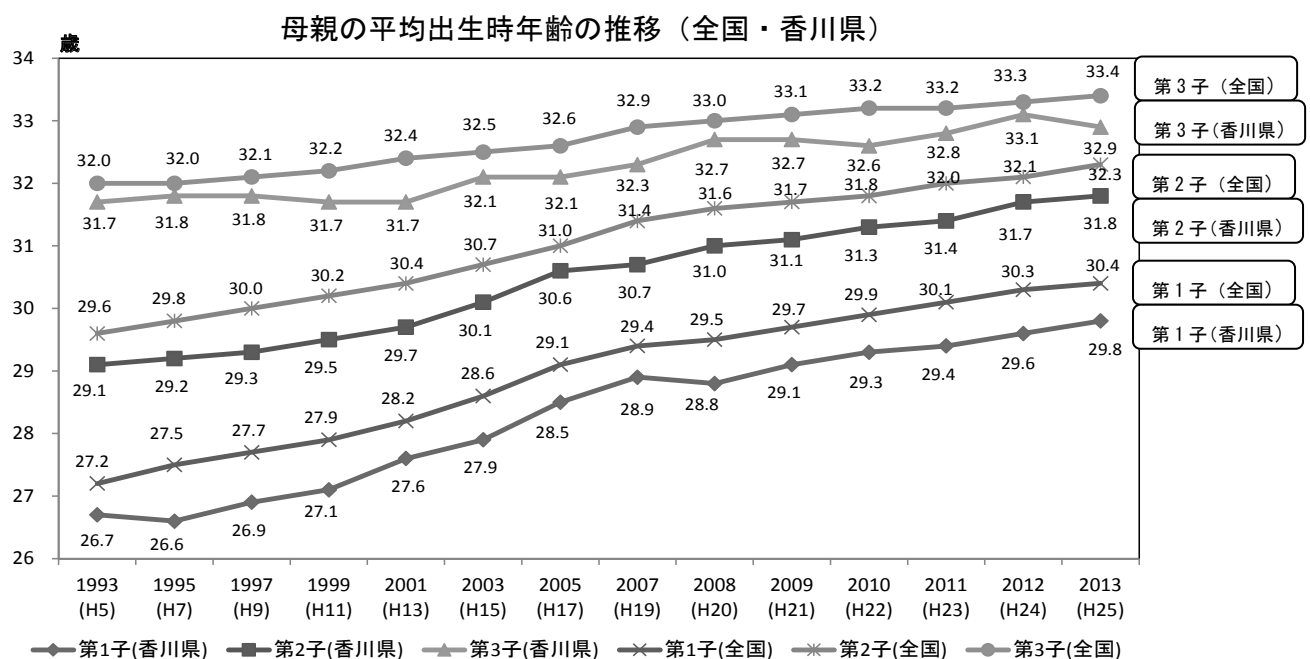
○ 晩婚化・晩産化の進行

平均初婚年齢は年々上昇しており、全国と同様、晩婚化が進んでいます。

また、出生したときの母親の平均年齢をみると、全国に比べると低い水準ですが、第1子から第3子までいずれも年々上昇しており、2013（平成25）年では第1子が29.8歳、第2子が31.8歳、第3子が32.9歳となっており、晩産化の傾向が表れています。



厚生労働省「人口動態統計」

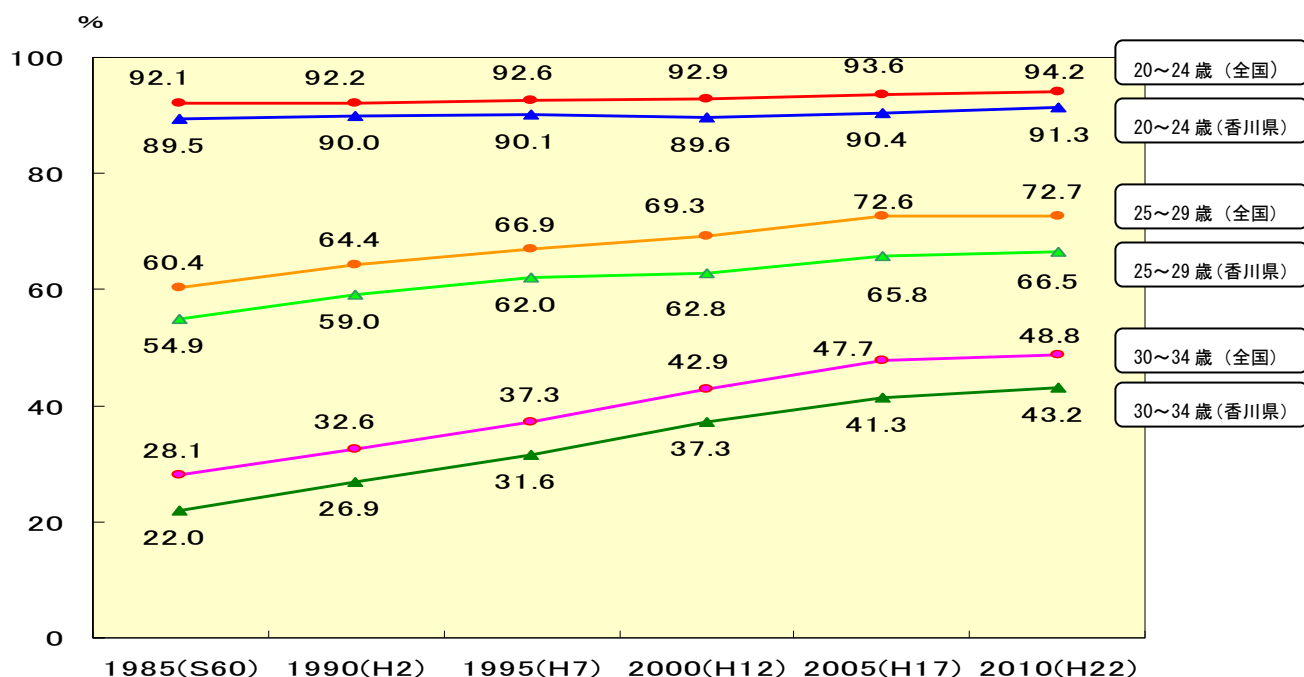


厚生労働省「人口動態統計」

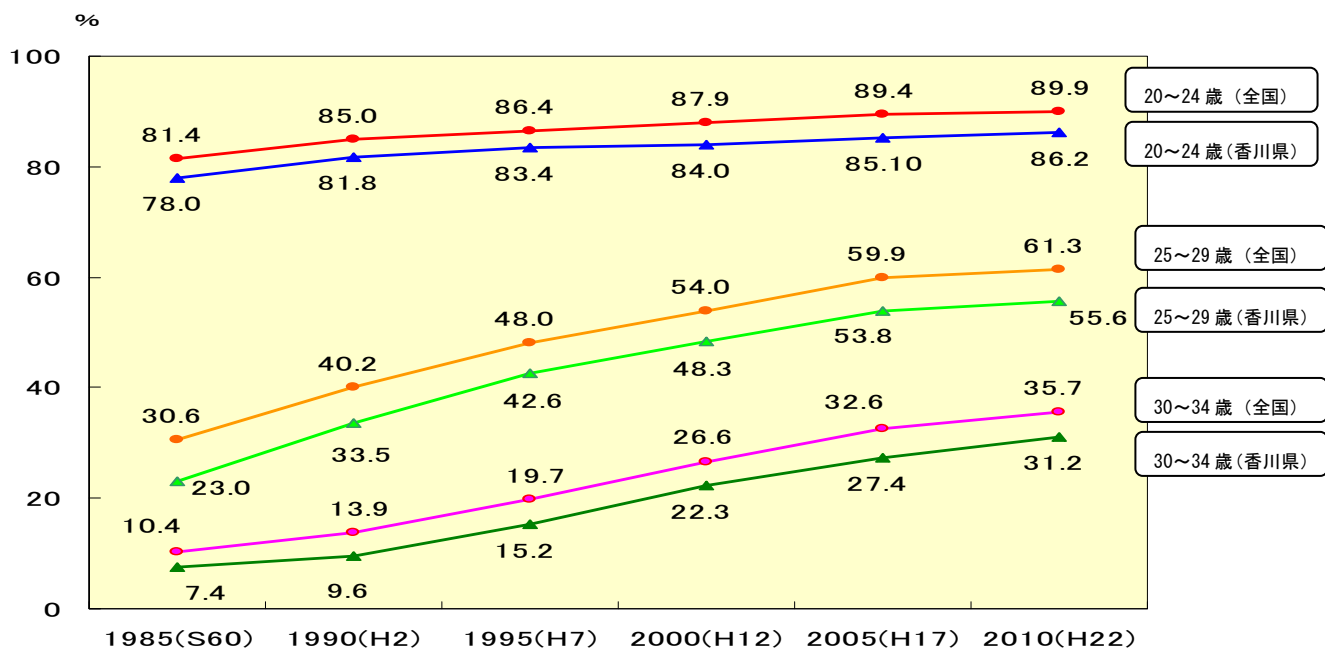
○ 未婚率の上昇

本県の年齢階級別未婚率について、1985（昭和 60）年から 2010（平成 22）年の推移をみると、男性は 30 歳代前半、女性は 20 歳代後半から 30 歳代前半で大きく上昇しています。

年齢階級別未婚率（男 性）（全国・香川県）



年齢階級別未婚率（女 性）（全国・香川県）

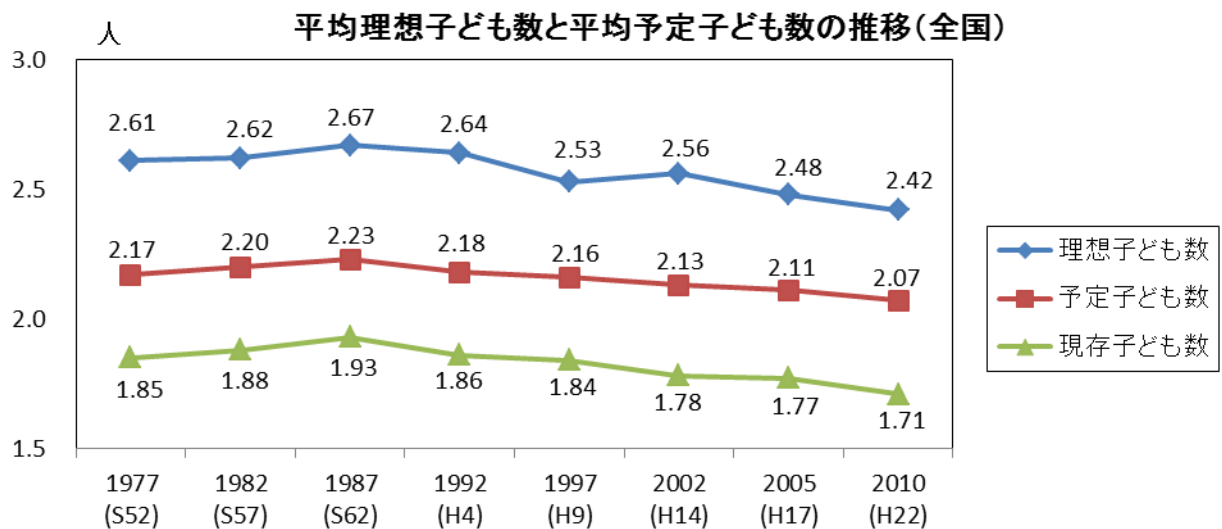


総務省「国勢調査」

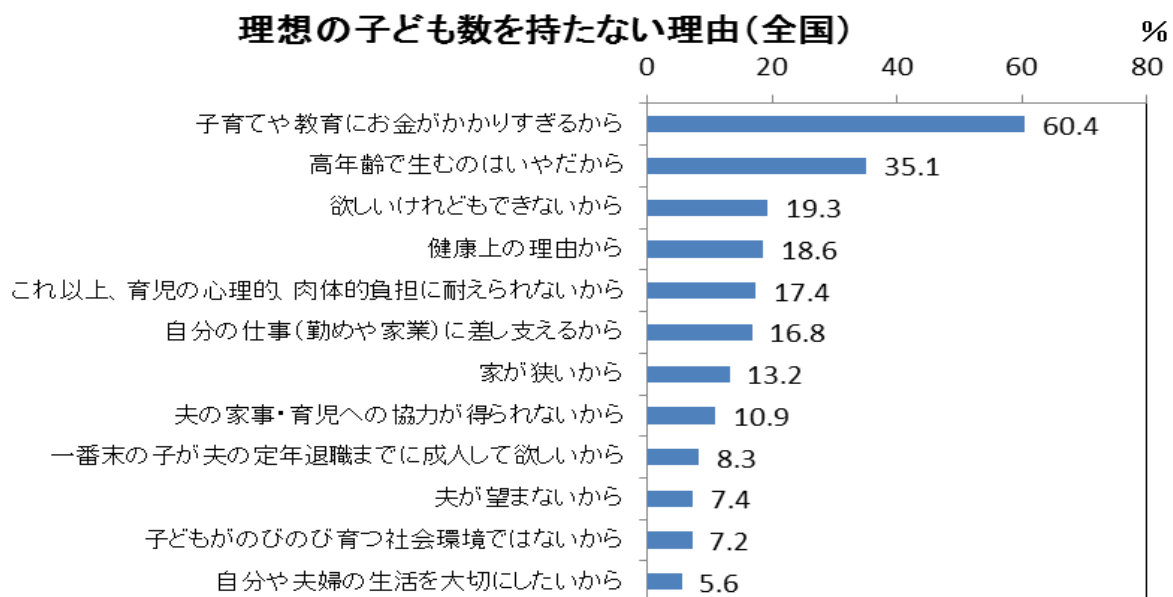
② 夫婦の出生子ども数の減少

夫婦にたずねた理想的な子ども数（平均理想子ども数）は低下する傾向にあり、2010（平成22）年は調査開始以降最も低い2.42人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）や現存子ども数も、1977（昭和52）年以降最も低くなっています。

理想の子ども数を持たない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（60.4%）、次いで、「高年齢で生むのはいやだから」（35.1%）、「欲しいけれどもできないから」（19.3%）の順になっています。



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」



国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」（2010年）

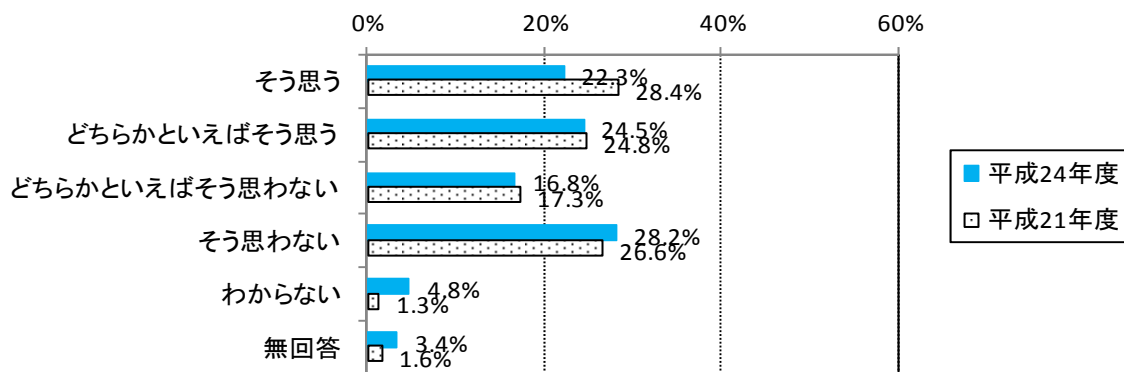
③ 結婚や出産についての意識

○「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」に対する考えについて

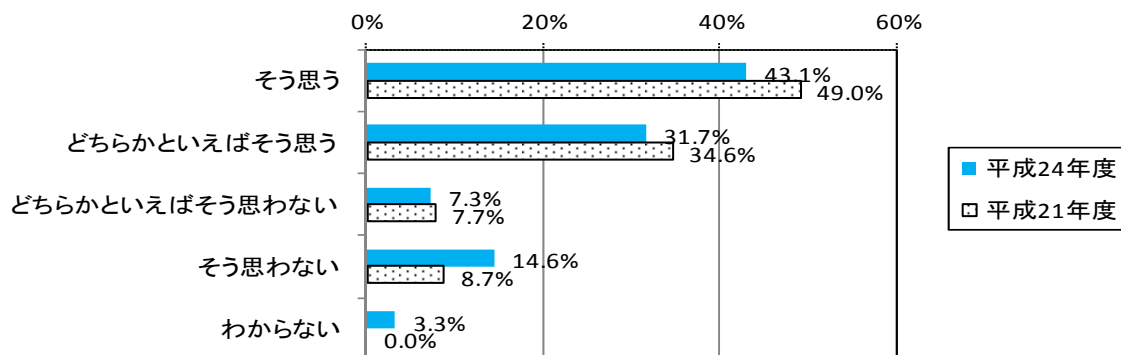
平成 24 年度県政世論調査では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「思う」の割合が 46.8%となっており、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」(45.0%)を 1.8 ポイント上回っています。しかし、平成 24 年度調査の「思う」(46.8%)は、平成 21 年度調査の「思う」(53.2%)と比べ 6.4 ポイント減少しています。

年齢別にみると、平成 24 年度調査での「20～29 歳」の「思う」は 74.8%と 7 割を超えています。平成 21 年度調査(83.6%)と比べ 8.8 ポイント減少しています。また、平成 24 年度調査での「30～39 歳」の「思う」は 68.2%と 7 割近くを占めていますが、平成 21 年度調査(75.1%)と比べ 6.9 ポイント減少しています。

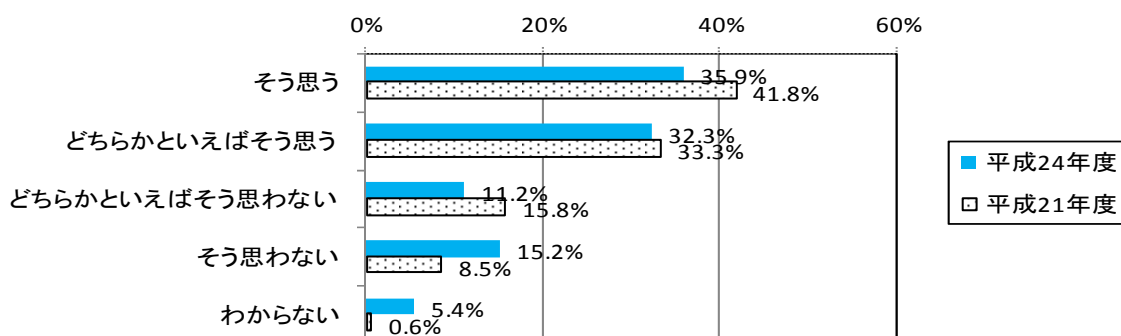
結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい(香川県)



(香川県、20～29歳)



(香川県、30～39歳)

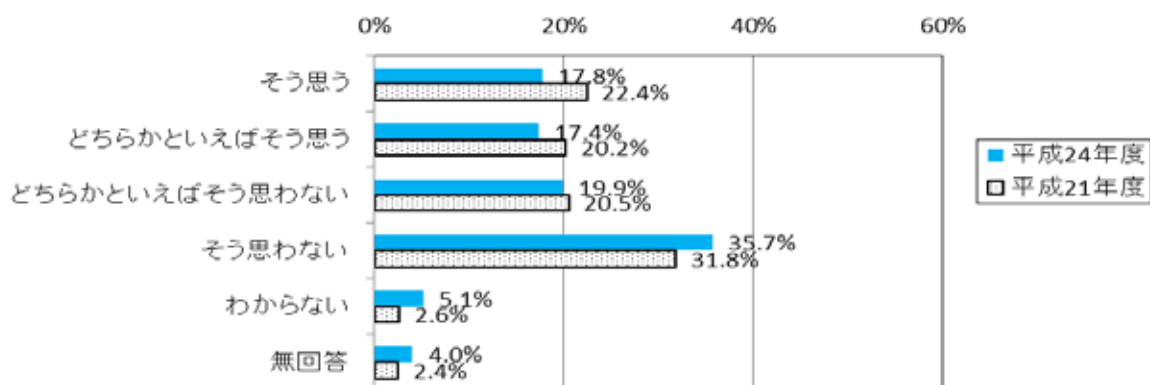


○「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」に対する考えについて

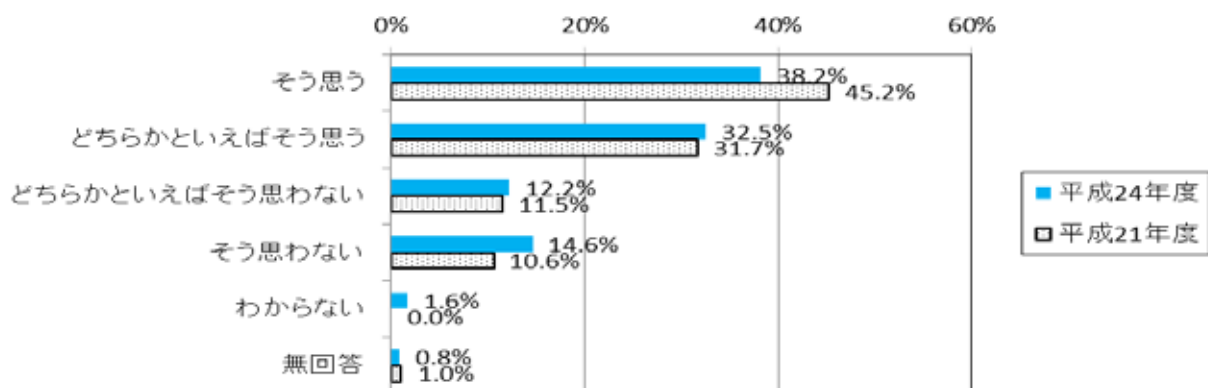
平成 24 年度県政世論調査では、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」の割合が55.6%となっており、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「思う」(35.2%)を20.4ポイント上回っています。また、平成24年度調査の「思わない」(55.6%)は、平成21年度調査の「思わない」(52.3%)と比べ3.3ポイント増加しています。

年齢別にみると、平成24年度調査での「20～29歳」の「思う」は70.7%と7割を超えていますが、平成21年度調査(76.9%)と比べ6.2ポイント減少しています。また、平成24年度調査での「30～39歳」の「思う」は58.3%と6割近くを占めていますが、平成21年度調査(63.0%)と比べ4.7ポイント減少しています。

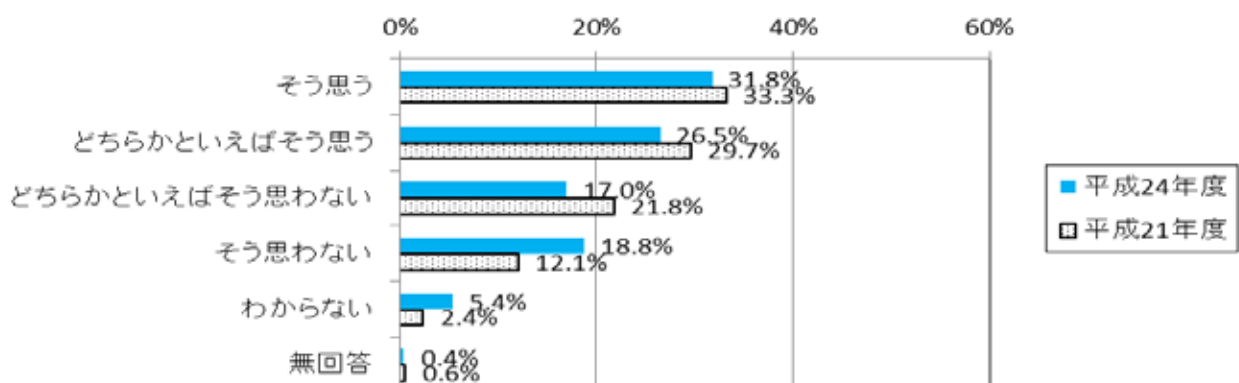
結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない(香川県)



(香川県、20～29歳)



(香川県、30～39歳)



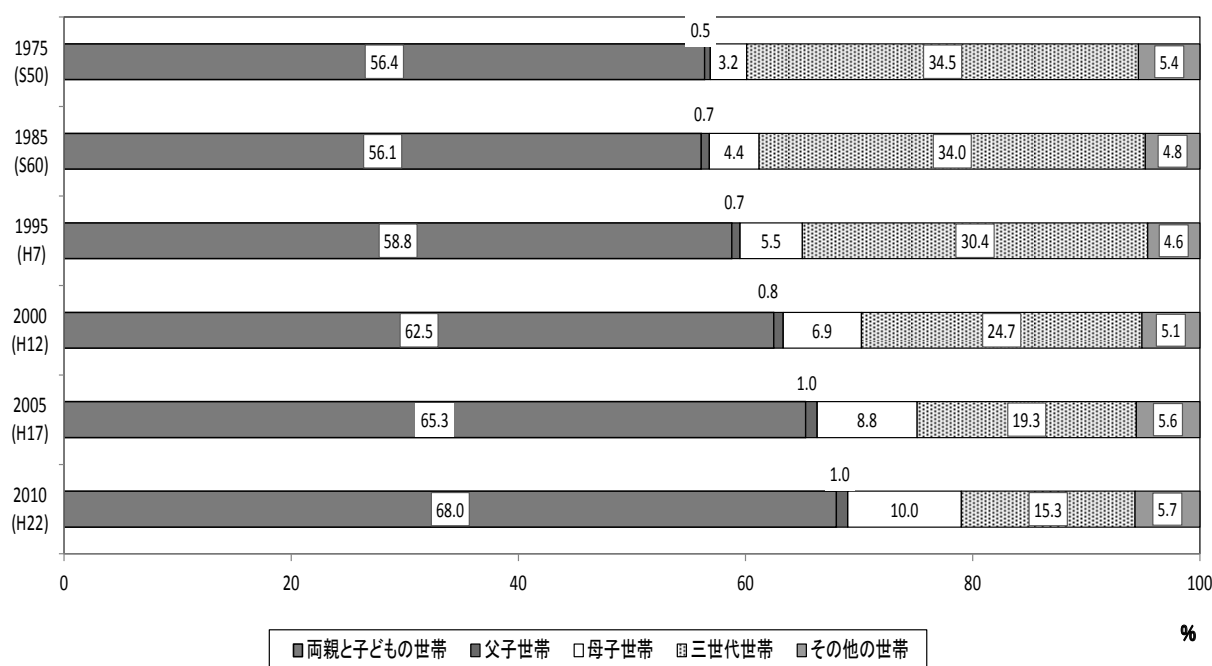
(4) 家庭や地域の子育て環境の変化

① 核家族化の進行

一世帯当たりの世帯員数は、夫婦のみの世帯や単独世帯の増加により年々減少しており、2013（平成 25）年には 2.47 人となっています。

また、18 歳未満の子どもがいる世帯に占める三世同居の割合も減少し、両親と子どもの核家族世帯が増加しています。また、ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）も増加傾向にあります。

18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移(香川県)



総務省「国勢調査」

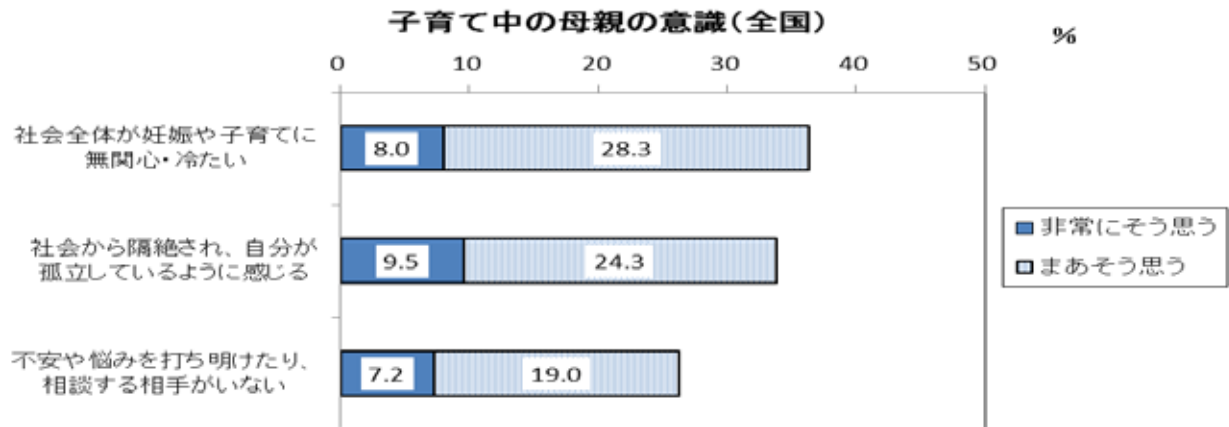
② 子育て中の親の孤立感、地域のつながりの希薄化

経済、社会環境が変化する中、地域における人のつながりが希薄化しています。

「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」において、「妊娠中または 3 歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識」について「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」、「社会から隔離され、自分が孤立しているように感じる」と回答した母親が 3 割を超えています。

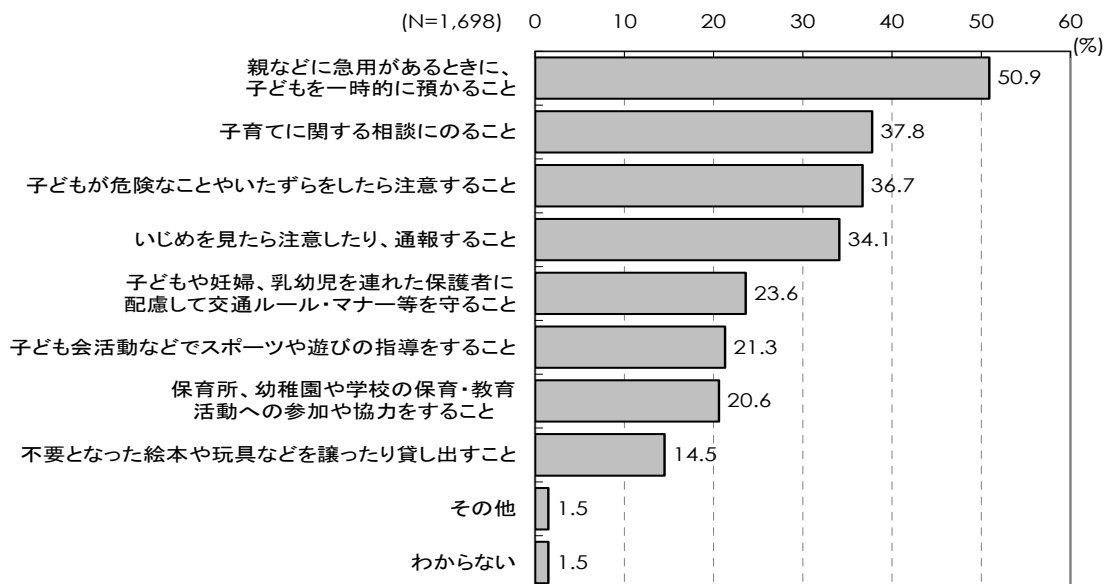
このような背景から、子育てで不安や悩みを抱えながらも、「身近に相談できる相手がいない」、「子育てに協力してくれる相手がいない」などの理由で、子育てへの不安や孤立感を感じる人がいます。

また、「子育て・子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること」については、「親などに急用があるときに、子どもを一時的に預かること」、「子育てに関する相談にのること」、「子どもが危険なことやいたずらをしたら注意すること」の順に多く、子育てについて、地域の支えを期待していることがうかがえます。



財団法人子ども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(平成23年)

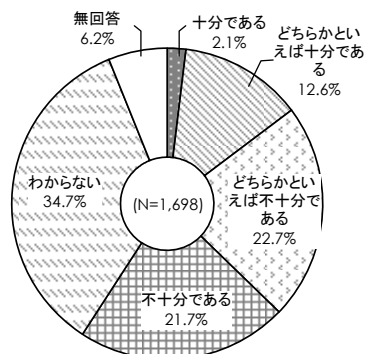
子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること



「県政世論調査」(平成24年度)

③ 子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について

子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について、「不十分である」と「どちらかといえば不十分である」を合わせた「不十分」の割合が44.4%となっており、「十分である」と「どちらかといえば十分である」を合わせた「十分」(14.7%)を29.7ポイント上回っています。

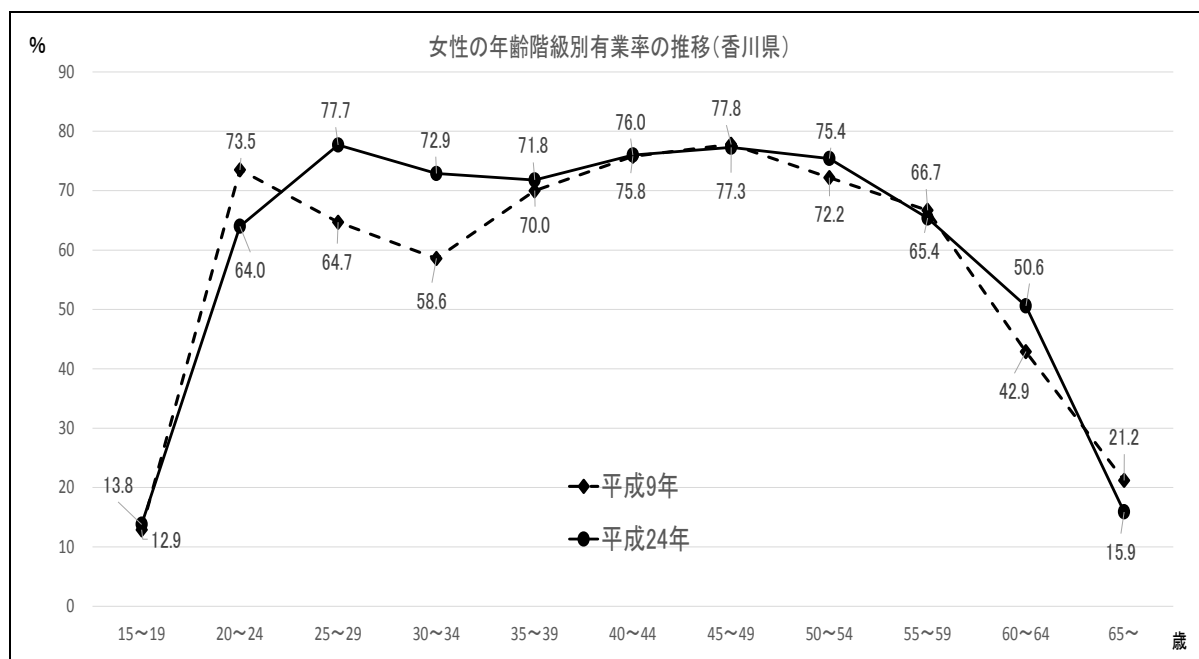


「県政世論調査」(平成24年度)

(5) 仕事と子育てをめぐる環境の変化

① 女性の就労状況

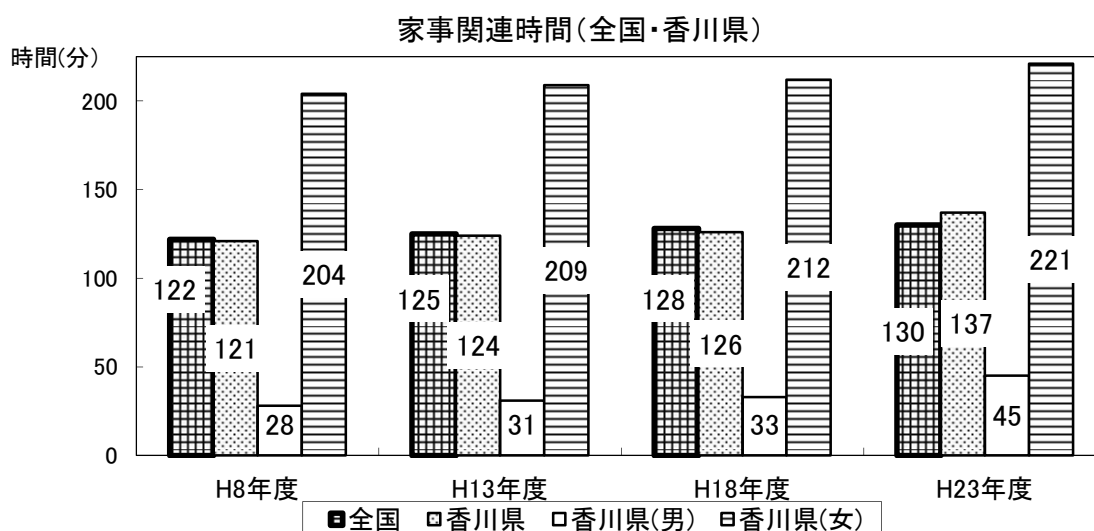
女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、共働き家庭がより一般化してきています。本県の女性の有業率（15 歳以上人口に占める有業者の割合）を年代別にみると、30 歳代を谷とし、20 歳代と 40 歳代が山になる、いわゆるM字型曲線を示しています。これを平成 9 年と平成 24 年で比較してみると、谷（25～34 歳）での有業率は上昇し、M 字型が緩やかになっています。



総務省「就業構造基本調査」

② 女性に偏る育児時間

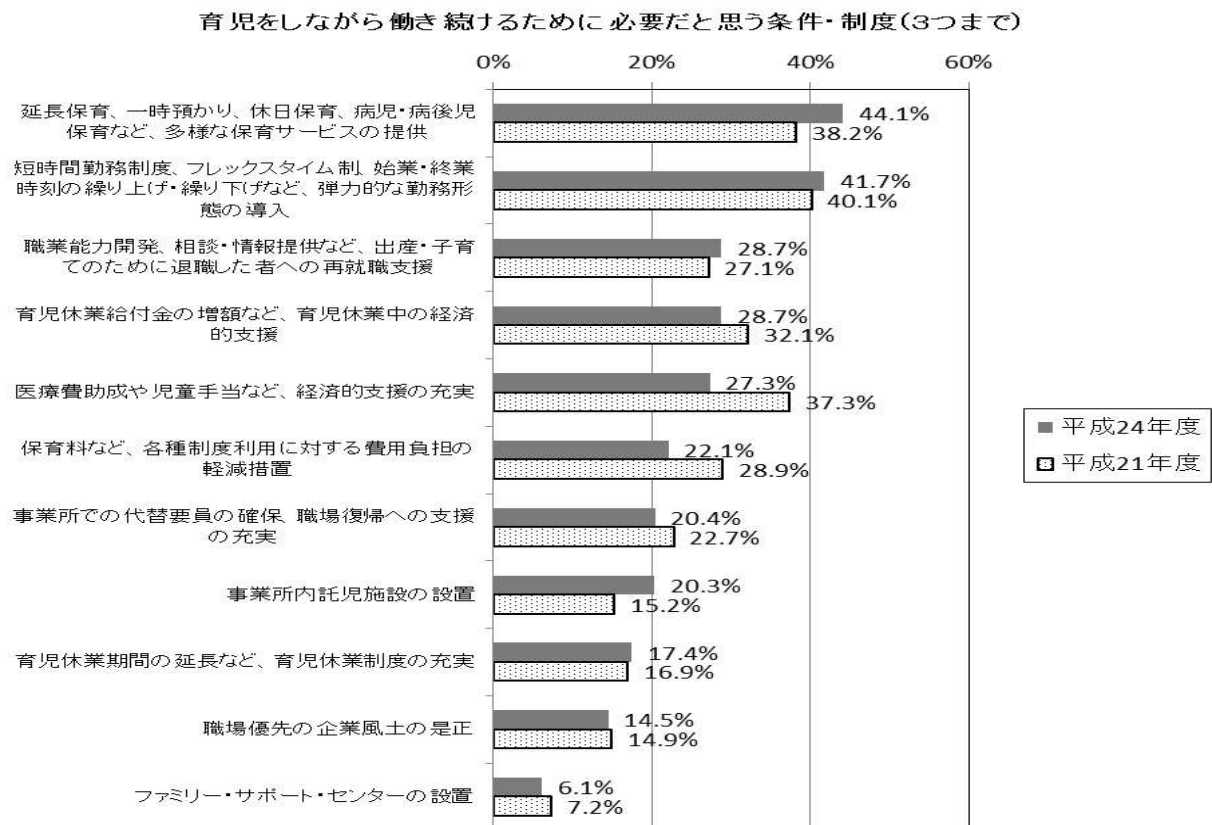
総務省の「社会生活基本調査」によると、家事関連時間は平成 8 年度から大きく変わらず、全国・本県ともに 2 時間程度であり、平成 23 年度の本県の男女を比較すると、男性は 45 分、女性は 221 分となっており、女性は男性の 5 倍の時間を家事などに従事しています。



総務省「社会生活基本調査(平成 23 年)」

③ 育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度

平成24年度県政世論調査では、「延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供」が44.1%と最も高く、これに「短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げなど、弾力的な勤務形態の導入」が41.7%、「職業能力開発、相談・情報提供など、出産・子育てのために退職した者への再就職支援」が28.7%、「育児休業給付金の増額など、育児休業中の経済的支援」が28.7%、「医療費助成や児童手当など、経済的支援の充実」が27.3%で続いています。

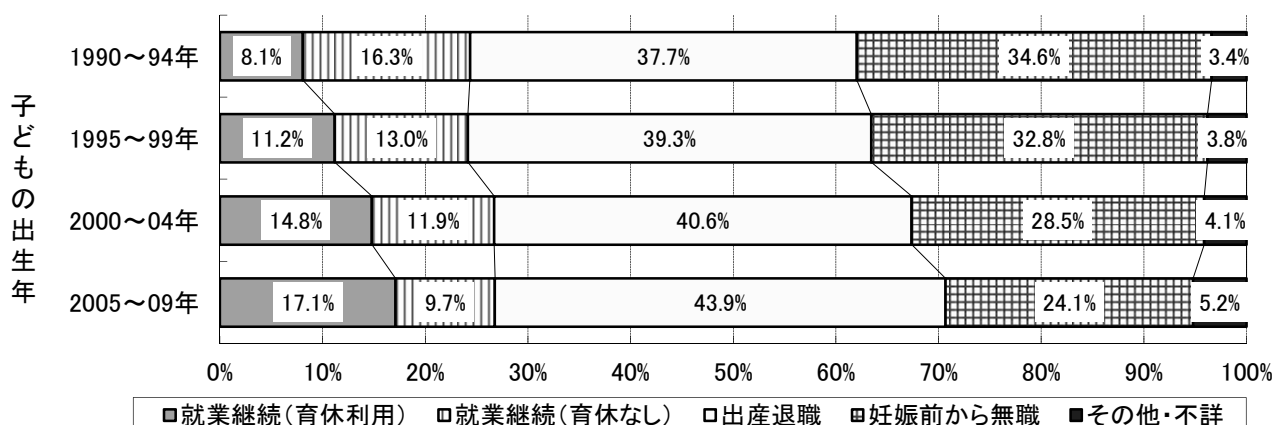


「県政世論調査」(平成24年度)

④ 女性の就業と出産

女性の育児休業制度の利用は増えているものの、出産前後で就業継続している女性の割合はほとんど変化がない状況です。一方で、出産を機に退職する女性の割合は増え続けています。

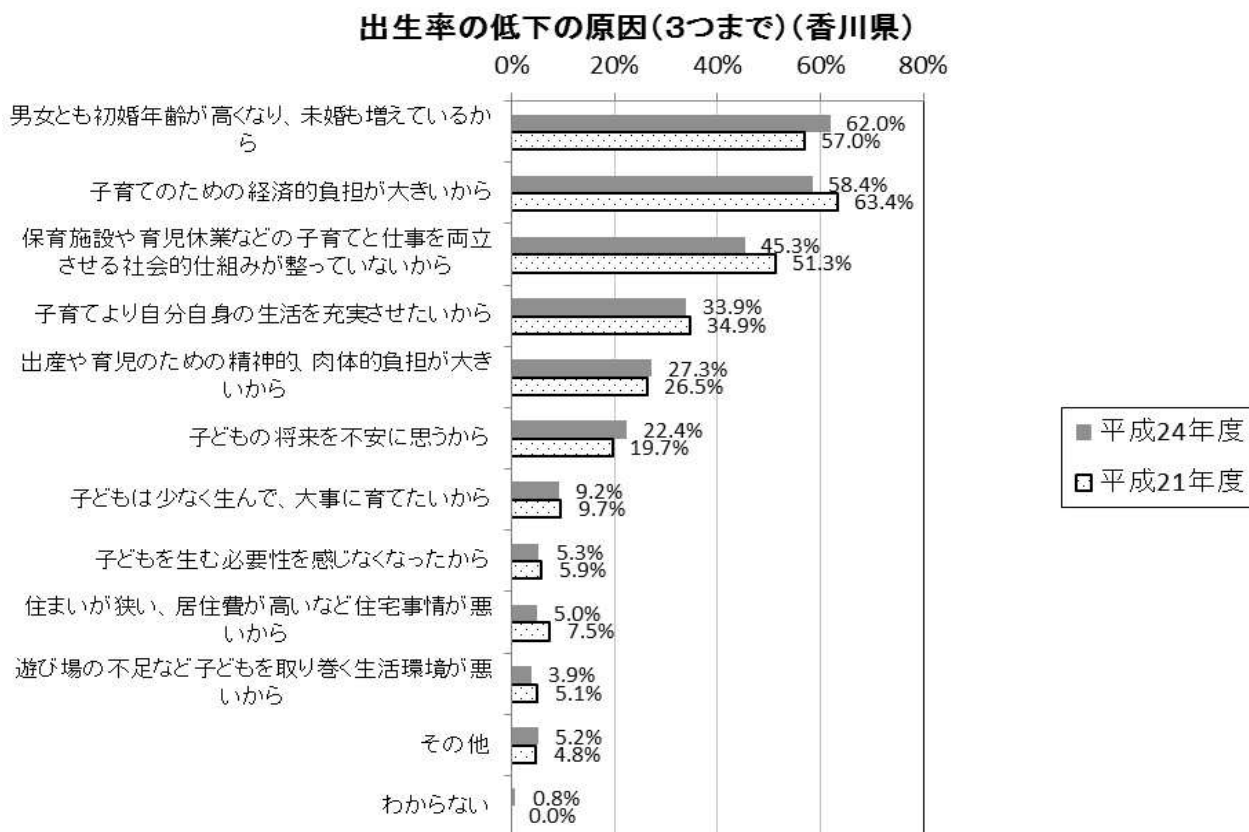
子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成(全国)



国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」(2010年)

⑤ 子育てに係る経済的負担

平成 24 年度県政世論調査の「出生率の低下の原因」に関する設問では、「子育てのための経済的負担が大きいから」が6割近くで2番目に多い回答となっています。



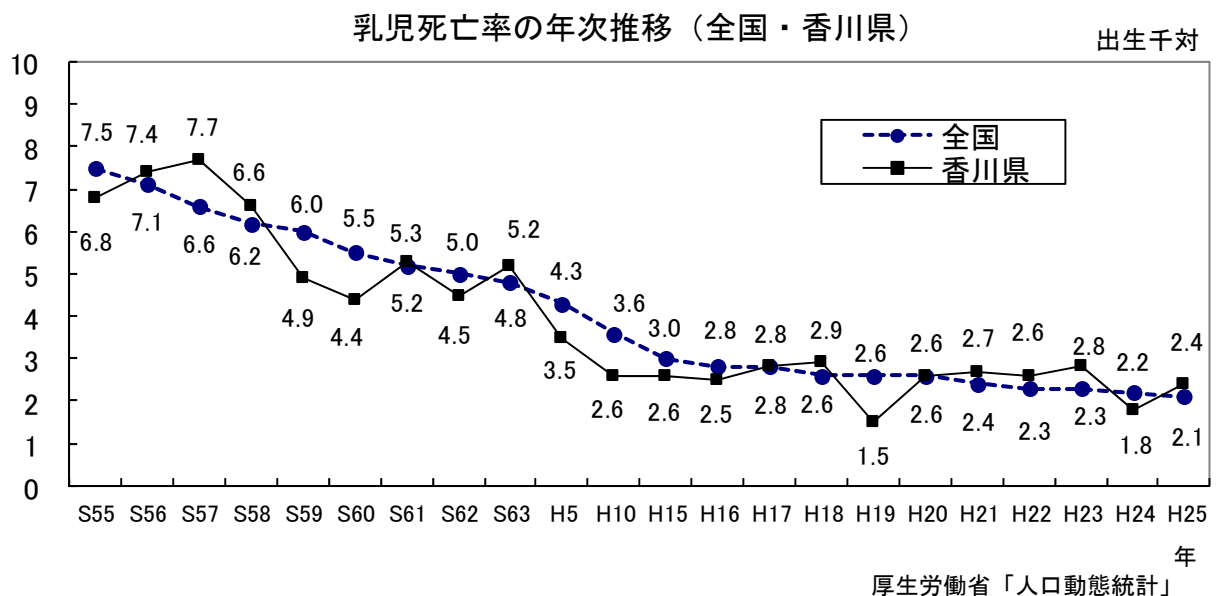
「県政世論調査」

(6) 出産等をめぐる現状

① 母子保健対策

本県の乳児死亡率は、ここ数年ほぼ横ばいで、全国平均を上回る傾向にあります。

また、出産年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加や不妊治療による複産の増加の可能性など、周産期（妊娠満22週～生後1週未満）における医療の重要性が増大しています。



低出生体重児の推移（香川県）

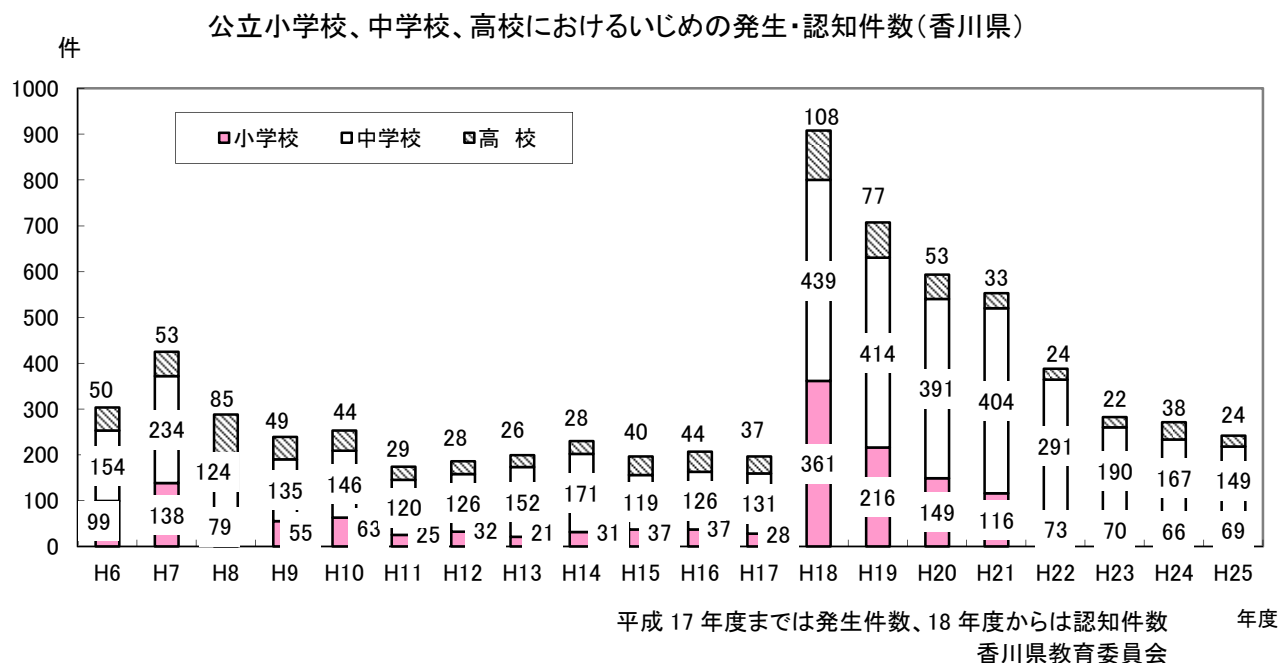
	出生数	低出生体重児(2,500g未満)							
		計		低出生体重児(狭義) 1,500～2,500g未満		極低出生体重児 1,000～1,500g未満		超低出生体重児 1,000g未満	
		出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)
昭和55	12,993	627	4.8%	579	4.5%	34	0.3%	14	0.1%
60	11,529	566	4.9%	513	4.4%	39	0.3%	14	0.1%
平成2	9,555	615	6.4%	559	5.9%	38	0.4%	18	0.2%
7	9,301	645	6.9%	586	6.3%	47	0.5%	12	0.1%
12	9,808	810	8.3%	740	7.5%	57	0.6%	13	0.1%
17	8,686	782	9.0%	727	8.4%	31	0.4%	24	0.3%
22	8,397	789	9.4%	726	8.6%	42	0.5%	21	0.3%
23	8,311	703	8.5%	653	7.9%	25	0.3%	25	0.3%
24	8,161	757	9.3%	710	8.7%	29	0.4%	18	0.2%
25	8,059	672	8.3%	603	7.5%	46	0.6%	23	0.3%

厚生労働省「人口動態統計」

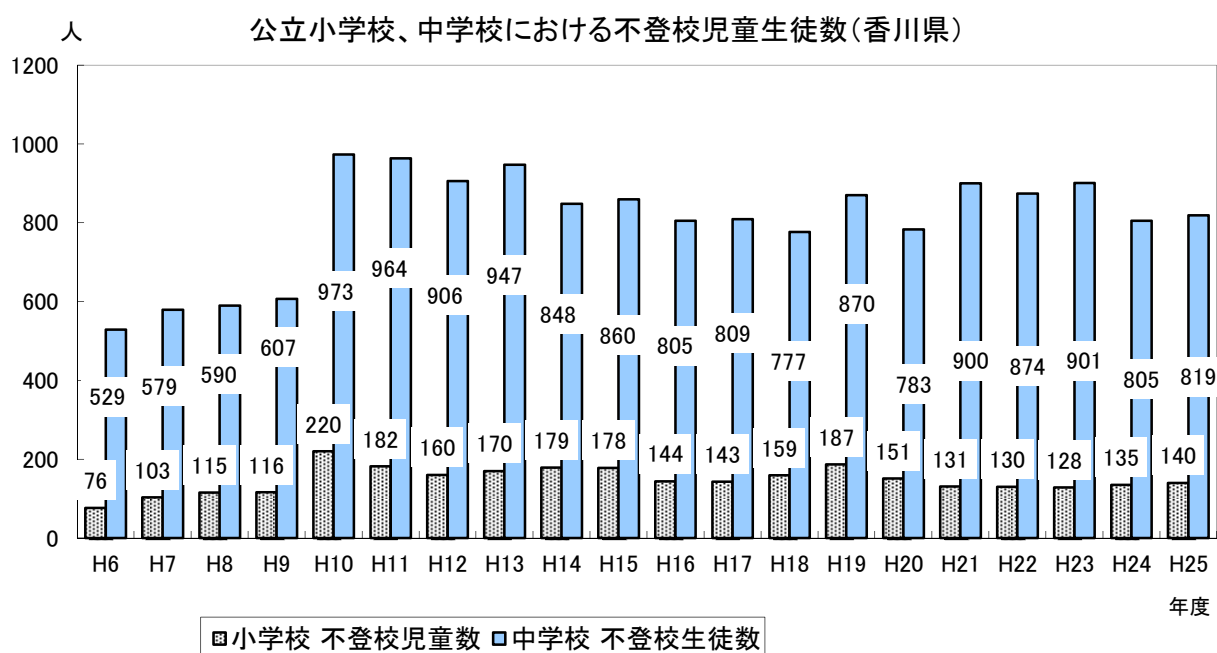
(7) 子どもを取り巻く状況

① いじめ、不登校児童生徒数の状況

公立小学校、中学校、高校におけるいじめの認知件数については、平成 25 年度は 242 件で、内訳は小学校 69 件、中学校 149 件、高校 24 件となっており、中学校が一番多い状況となっています。平成 18 年度の 908 件と比較すると、666 件の減少となっています。

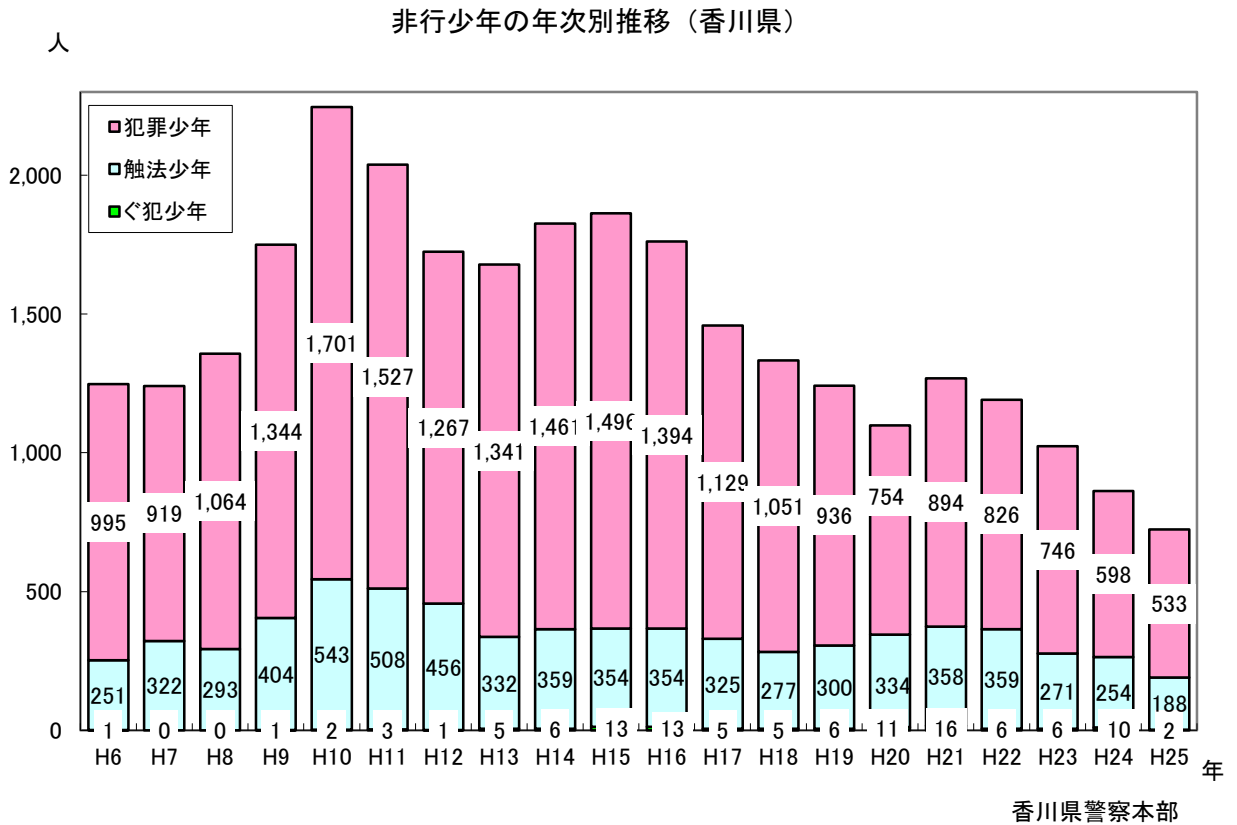


公立小学校、中学校における不登校児童生徒数の推移については、小学校、中学校ともに近年は横ばい傾向で、平成 25 年度は小学校 140 人、中学校 819 人となっています。



② 少年非行犯罪件数の推移

平成6年からの推移をみると、平成8年から増加傾向となり、平成10年をピークに減少傾向にありましたが、平成14年、平成15年は増加に転じ、その後は減少傾向にあります。



犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

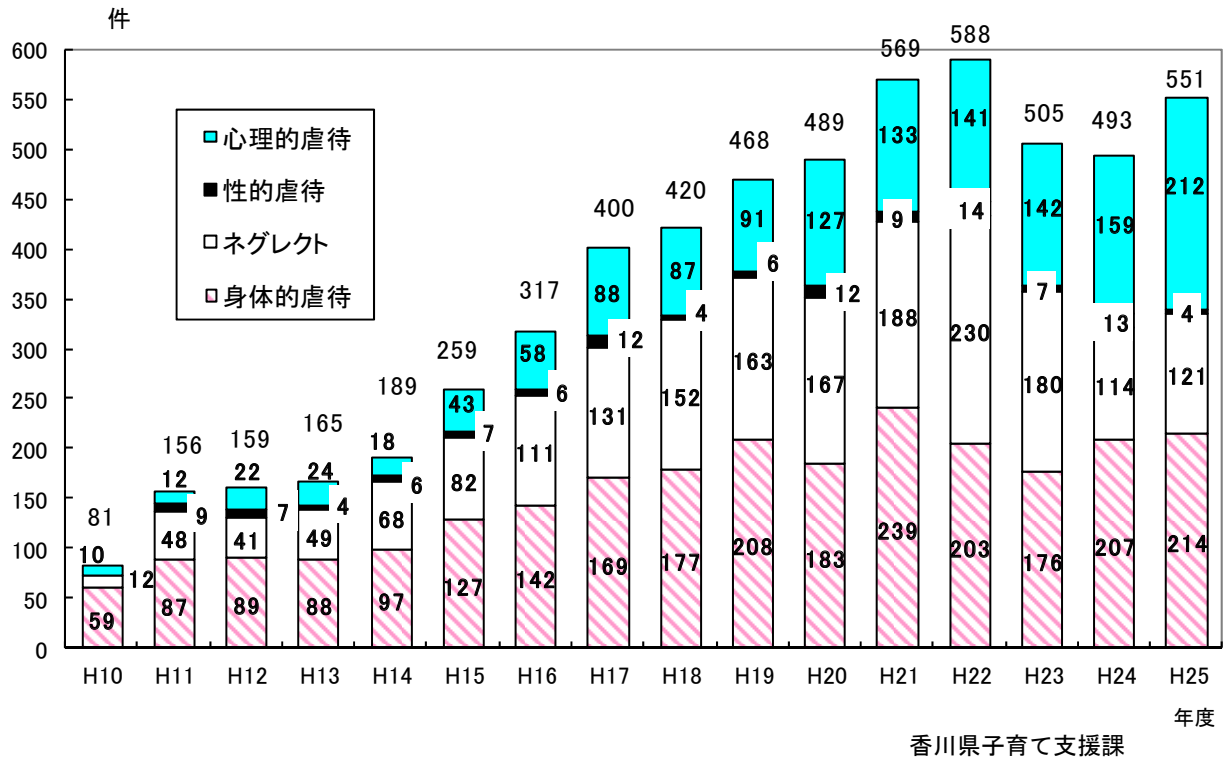
ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さないなど、その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

③ 特別な支援を必要とする子どもや家庭

○ 児童虐待対応件数

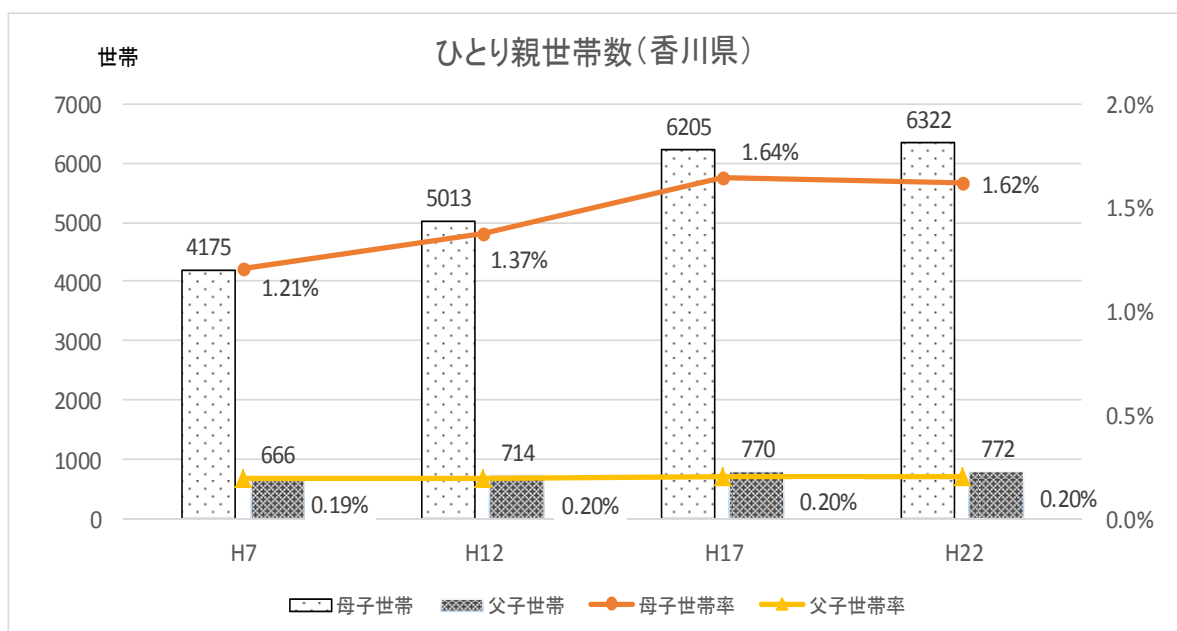
本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成22年度に588件と過去最高に達し、その後、2年間は減少しましたが、平成25年度は551件であり、児童虐待は依然として深刻な状況にあります。

児童相談所の児童虐待対応件数(香川県)



○ ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭は増加しており、母子世帯だけでなく父子世帯も増加しています。



2 これまでの少子化対策等

(1) 国におけるこれまでの取組み

平成6年12月	○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の策定（平成7～11年度）
平成11年12月	○「緊急保育対策等5か年事業」の策定（平成7～11年度） ○「少子化対策推進基本方針」の策定 ○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）の策定（平成12～16年度）
平成14年9月	○「少子化対策プラスワン」の策定
平成15年7月	○「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の成立
平成16年6月	○「少子化社会対策大綱」の策定
平成16年12月	○「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）の策定（平成17～21年度）
平成22年1月	○「子ども・子育てビジョン」（少子化社会対策基本法に基づく大綱）の策定
平成24年8月	○子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法改正法」、「関係法律整備法」）の成立
平成26年4月	○「次世代育成支援対策推進法」等の一部を改正する法律による改正

(2) 県におけるこれまでの取組み

平成9年3月	○「香川県子育て支援計画」（かがわいきいきエンゼルプラン）の策定（平成9～12年度）
平成13年3月	○「新香川県子育て支援計画」（かがわエンゼルプラン21）の策定（平成13～17年度）
平成17年3月	○「香川県次世代育成支援行動計画」の策定（平成17～21年度）
平成22年3月	○「香川県次世代育成支援行動計画・後期計画」の策定（平成22～26年度）

Ⅱ 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる無限の可能性を秘めている輝かしい存在です。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長する姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びと生きがいをもたらすものであり、また、このことによって、子どもは家族との絆を形成していきます。

子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、人に対する信頼感や倫理観、自立心、社会的マナーなどの基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点です。

しかし、近年の急速な少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっています。そしてそれは、未来への投資であり、香川の未来をつくることです。

子ども・子育て支援は、子どもに視点を置き、子どもたちがこれからの新しい時代を担いたくましく生きていくために、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切です。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではありません。親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮できるよう支援することにより、親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、乳幼児期にしっかりとした愛着が形成されることにより、子どものより良い育ちの実現につながります。

父母などの保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう、不安や孤立感などを和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合える環境を整えることで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう支援する必要があります。

そのためには、行政、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

家庭は父母などの保護者が協力して子どもと向き合い、愛情を注いで子どもを育てること、保育所、幼稚園、認定こども園等は一人ひとりの子どもを理解し、子どもの育ちを見守り生涯にわたる人格形成の基礎を培うこと、学校は確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培うこと、地域はそれぞれ関係者と連携してあたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育むこと、企業や職場は子育て家庭で父母などの保護者が協力して家事や育児を行えるよう雇用環境の整備や職場の雰囲気づくりに努めること、行政は総合的・計画的に具体的な施策を推進することなど、それぞれの役割を果たすとともに、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整える必要があります。

2 基本目標

次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

3 基本的視点

基本理念のもと、基本目標を達成するため、本計画の推進に当たっては次の3つの視点で具体的な施策の展開を図っていきます。

- 1 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。

支援の対象は、すべての子どもです。すべての子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、どうすることが子どもの成長と幸せにつながるかという視点のもとに支援を行います。

- 2 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。

父母などの保護者が子育ての第一義的な責任を有していることを前提に子育て支援を行うとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合って、喜びを感じながら子育てできるような支援に取り組みます。

- 3 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりは未来への投資であり、社会全体で子どもと子育てを支えるという視点のもとに支援を行います。社会の構成員が、少子化の現実と子ども・子育てへの支援を自らの問題と捉え、関係者と連携してそれぞれの役割を果たすことで、子育てする保護者の不安や悩み、孤立感を和らげ、子どものより良い成長の実現に取り組みます。

Ⅲ 施策体系

大項目	項 目
I 結婚・妊娠期からの支援	1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 3 妊婦健診など、母子保健事業の推進 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進
II 就学前の教育・保育の充実	1 質の高い就学前の教育・保育の提供 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策
Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実	1 地域における子ども・子育て支援の充実 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実
IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援	1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成
V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 子育てに伴う経済的負担の軽減
VI 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	1 児童虐待防止対策の充実 2 社会的養護体制の充実 3 ひとり親家庭の自立支援の推進 4 障害児施策の充実
VII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上	1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上